

※資料 1－2 の答申（案）の内容を反映して修正

公的統計の整備に関する基本的な計画 (案)

令和5年3月

目 次

第1 施策展開に当たっての基本的な方針	1
1 第IV期基本計画策定の基本理念	1
2 第III期基本計画とその実施状況の振り返り	1
(1) 第III期基本計画の策定及び計画期間中の状況	1
(2) 第III期基本計画の重点事項とその評価	2
(3) 第III期基本計画の取組の総括	5
3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点	5
(1) 社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進	5
(2) 統計の国際比較可能性の向上	6
(3) ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進	6
(4) 品質の高い統計の作成のための基盤整備	7
(5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成 ..	7
第2 公的統計の整備に関する事項	9
1 国民経済計算の精度向上・充実	9
(1) 第III期基本計画に掲げられた令和12年度（2030年度）に向けた改革	9
(2) 令和12年度（2030年度）に向けた取組：二つの柱	10
(3) 未来に向けた先行投資	11
(4) 基礎統計との連携の必要性と統計委員会の役割	12
2 経済統計の体系的整備の推進	12
(1) 経済構造を把握する統計の整備	12
(2) サービス産業・企業関連統計の整備	14
(3) 経済統計作成の改善に向けた取組	15
3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献 ..	17
(1) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	17
(2) 国際比較可能性の向上、国際貢献	18
4 人口や暮らしに関する統計の整備	19
5 統計の比較可能性の確保等の取組	20
6 統計各分野の取組	21
(1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等	21
(2) 環境に関する統計の整備・改善	22
(3) 観光に関する統計の精度向上	23
(4) 建設・不動産に関する統計作成の改善	23
(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善	24

(6) 教育に関する統計の作成プロセスの整備.....	25
第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備.....	27
1 統計作成・提供・利用を通じた総合的品質確保・向上の基本的考え方.....	27
2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上.....	27
(1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進.....	27
(2) 調査票情報等の提供及び活用.....	28
(3) E BPMの推進・統計の活用の促進.....	29
3 P D C Aサイクルの確立による統計の信頼性の確保.....	30
(1) P D C Aサイクルの定着.....	30
(2) 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上.....	33
(3) 災害・感染症等の発生時における対応.....	33
4 統計基盤のデジタル化の推進.....	34
5 統計リソースの確保・人材育成.....	36
(1) 統計リソースの確保.....	36
(2) 統計人材の育成.....	37
(3) 地方公共団体との連携・支援.....	39
(4) 中央統計機構の機能向上.....	41
6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組.....	42
(1) 報告者負担への配慮.....	44
(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進.....	46
第4 基本計画の推進.....	49
1 基本計画の推進に必要な事項.....	49
2 基本計画の推進体制.....	49
3 基本計画のフォローアップ.....	50
参考 公的統計の整備におけるデジタル化への対応.....	51
別表 今後5年間に講ずる具体的施策.....	55

第1 施策展開に当たっての基本的な方針

1 第Ⅳ期基本計画策定の基本理念

公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える社会の重要な情報基盤として社会で利活用されるものでなければならない。公的統計は、証拠に基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making。以下「EBPM」という。) を支える適切な情報として利活用されることにより、国民生活の持続的向上や新たな産業の創造等に資する行政施策の企画立案等に役立つなど、日本社会の将来に直接貢献できる。また、社会経済の状況を的確に表す公的統計は、国民が将来の生活設計や支出、資産運用等を行うための判断材料となるとともに、企業が生産・販売計画を立て、投資や資金調達等を行うための基礎資料としても役立つものである。さらに、公的統計が学術研究に利活用されることにより、社会の持続的成長に資する基礎資料を広く世界に発信することができる。

このように、公的統計は、社会の様々な主体に利活用されるものであり、社会経済情勢が大きく変化していく中で、利用者の適切な意思決定に役立つため、変化に的確に対応し、社会に有用な高い品質の統計が絶えず作成され、より使いやすく提供されることが求められている。公的統計は、様々な情報源の中で国民が真っ先に思い浮かべ、信頼し、広く利用する社会の不可欠な情報基盤として、社会経済の発展や国民生活の向上に一層役立つものとならなければならない。

政府には、公的統計の役割が十分に發揮されるために、信頼性の高い有用な利用しやすい統計、すなわち、「総合的な品質の高い公的統計」を適時かつ確実に提供することを目指し、総合的な品質向上に向けてたゆまぬ努力を続けていくことが求められている。令和5年度（2023年度）を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅳ期基本計画」という。）は、そのような政府の取組を一層推進するものとなることが必要である。

2 第Ⅲ期基本計画とその実施状況の振り返り

(1) 第Ⅲ期基本計画の策定及び計画期間中の状況

平成30年度（2018年度）を始期とする「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅲ期基本計画」という。）の策定及び施行の過程では、公的統計に関し、これまでにない大きな動きがあった。

平成28年（2016年）12月に経済財政諮問会議において「統計改革の基本

方針¹」が決定されたことを受け、第Ⅲ期基本計画は1年前倒しして策定した。同計画においては、統計をめぐる社会経済情勢の大きな変化を反映して、GDPを軸とした経済統計改善、EBPM推進体制の構築等統計改革の推進を図るための各種施策を示した。

また、第Ⅲ期基本計画期間中には、統計ユーザー等や社会が公的統計に對して不信を抱かせる2つの不適切事案が発生し、それに対する取組を進めてきた。すなわち、毎月勤労統計調査の不適切事案²を発端とする公的統計への信頼低下に対し、統計委員会は同様な問題の再発防止、統計の品質確保・向上を目指した建議（「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日））を行った。それを踏まえ、第Ⅲ期基本計画については、令和2年（2020年）6月に計画期間の途上で一部変更が行われた。

さらに、令和3年（2021年）12月には、建設工事受注動態統計調査において不適切事案³が発覚し、これに関しても統計委員会が建議（「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日））を行い、それらに基づき公的統計の総合的品質向上を目指した取組が緒に就いたところである。

（2）第Ⅲ期基本計画の重点事項とその評価

このような背景の下、第Ⅲ期基本計画では、①EBPMや統計ニーズへの的確な対応、②国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進、③国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上、④ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進、⑤統計改善の推進に向けた基盤整備・強化を基本的な視点として、各種施策を推進してきた。第Ⅲ期基本計画期間中の取組の結果は多岐にわたるが、その中で注

¹ より正確な景気判断のため、GDP作成に用いられる基礎統計の改善やGDPの加工・推計手法の改善等の具体的取組とともに、公的統計の整備に関する基本的な計画の前倒しでの改定などの方針が示されている。

² 調査の設計を十分な検討をすることなく変更し、その変更を統計法が定める手続きを経て調査計画に反映することを怠ったことに端を発し、誤りが確認された後も、社会や統計ユーザー等への影響を最小限とするための対処や情報提供を怠った事案

³ 調査計画と同様に統計の品質に直結する、業務マニュアル中の推計方法の変更と提出期限後に提出された過月分調査票の処理（例外処理）とが整合的に行われず、また、毎月勤労統計調査の事案と同様、社会や統計ユーザー等への影響を最小限とするための対処や情報提供が行われなかった事案

目すべき主なものをいくつか振り返る。

(国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進)

国民経済計算・経済統計の改善に関しては、正確な景気動向の把握はもとより、経済状況の俯瞰や国際比較といった観点からも極めて重要な指標である国民経済計算について、経済構造の実態のより正確な反映、企業側の報告しやすい情報をデータとして使用することによる精度向上及び基礎統計とGDPの対応関係の明確化による基礎統計の体系的整備を図ることが求められた。

そのために、その基盤となる産業連関表を供給・使用表 (Supply and Use Tables。以下「SUT」という。) 体系へ移行⁴するとともに、推計を利用する基礎統計の改善・拡充を図るとした。この取組は、経済統計の体系について、令和12年度（2030年度）までに根幹から変革することを目指す、大きなプロジェクトである。

この取組においては、これまで既に、基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠の取りまとめ、生産物分類の策定、経済センサス・活動調査の中間年において産業横断的に実施する経済構造実態調査の創設、経済構造統計の体系的整備等を進めている。また、経済統計の改善に向けた基盤整備として、行政記録情報等の活用による事業所母集団データベース⁵の整備・充実、経済関連の統計調査の回答の利便性を向上する取組である企業調査支援事業等においても、想定された成果を着実に挙げつつある。

(ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進)

ユーザー視点に立った統計の利活用促進・環境改善に関しては、調査票情報の活用の推進、政府統計共同利用システム⁶等による統計データの共

⁴ 国民経済計算の作成において、現行の産業連関表を軸とした体系から、基礎統計から産業連関表を経由せず作成する供給表及び使用表を軸とした新たな体系への移行

⁵ 経済統計を正確に作成するための事業所・企業に関する名簿情報の提供・管理のため、統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項に基づいて整備されるもので、経済センサスなどの各統計調査の結果と行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記情報等）を統合し、経常的に更新を行い、全ての事業所・企業情報を捕捉し、最新の情報を保持するデータベース

⁶ 各府省で各自に整備する統計システムを集約することで、政府全体の統計システムの投

有・提供の推進、大規模災害発生時等への備え等の取組を行うとした。

これに関するでは、平成30年（2018年）の統計法改正を受け、ミクロデータの利用に資するオンライン利用の環境整備、政府統計の総合窓口（以下「e-Stat」という。）の収録内容・機能充実等が進められている。また、令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルスの感染拡大の状況において、国勢調査等の基本的な統計調査は利用上大きな支障を来すことなく実施されたが、一部には中止・変更を余儀なくされたものもあった。

（統計改善の推進に向けた基盤整備・強化）

統計の品質確保・向上に関するでは、令和元年（2019年）9月の統計委員会の建議等を踏まえ、総合的品質管理⁷の考えに基づくPDCAサイクル⁸の確立、統計作成プロセスの改善、統計専門人材の確保・育成、職場風土の確立等を推進とした。この取組については、令和2年（2020年）6月に行った第Ⅲ期基本計画の一部変更により取り入れた。また、第Ⅲ期基本計画には盛り込まれていないが、令和4年（2022年）8月の統計委員会の建議により、公的統計の総合的な品質向上の取組をより本格的に進めることとなった。

これらの取組は、これまでに可能なものから着実に進めつつあるが、まだ緒に就いたばかりの段階であり、今後さらに本格化させることが求められる。公的統計の品質の確保・向上はいつの時代にも共通する永続的な課題であり、今後とも、社会や統計ユーザー等を第一に考え、取組を長期的に継続することが求められる。

その際、統計の品質とは、本来、精度などの正確さだけではなく、利用者のニーズを満たす有用さや使いやすさなどを含む広い概念であることに留意する必要がある。統計の品質確保・向上の取組は、単に統計におけるエラーを減らすためだけではなく、利用者のニーズに合った利用しやすい統計の整備・提供を目指すことも含めて進められることが重要である。

資と運用の効率化を図ることを目的に構築した府省共通の統計システム（平成20年（2008年）から運用開始）

⁷ 品質管理に関する様々な手法を総合的かつ全社的に展開して適用し、従業員の総力を結集してその企業の実力向上を目指すもの（日本産業標準調査会「関係用語と略語集」）

⁸ Plan-Do-Check-Actのサイクル

(3) 第Ⅲ期基本計画の取組の総括

以上のように、第Ⅲ期基本計画に基づく取組には一定の成果があったことが認められるものの、デジタル経済の急速な拡大やグローバル化の進展を始め社会経済情勢は大きく変化し、それに伴い統計へのニーズも多様化・高度化するとともに、調査対象や調査環境の変化が進むなど公的統計には今後も課題が山積している。また、公的統計の品質の確保・向上は、今後、そのための取組を本格化させていくことが必要な状況である。

こうした公的統計を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、残された課題を含む各種の課題の解決に向けて、今後とも政府一体となって、社会や統計ユーザー等を第一に考えて、取組を進めていく必要がある。

3 第Ⅳ期基本計画における施策展開の基本的な視点

第Ⅳ期基本計画においては、現在進められている国民経済計算・経済統計の改革、社会経済の動向に的確に対応した有用な統計の整備、的確なマネジメントと適切な作成プロセスによる信頼性の高い統計を作成する体制の確立などを通じた公的統計の総合的な品質向上を目指とし、以下に示す基本的な視点に基づき、各種施策を推進する。

なお、基本的な視点（1）、（2）は、作成する統計が満たしていかなければならない性質を示している。また、視点（3）は、統計ユーザー等が利用しやすいといった性質を、視点（4）、（5）はそのような統計を統計作成部局等がどのように実現するかを示している。

【基本的な視点】

(1) 社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進

公的統計が社会の様々な主体による合理的な判断や活動を支え、社会経済の発展に役立つものとなるためには、我が国の社会経済の状況と変化を的確に把握できる統計が提供される必要がある。

公的統計が、このような重要な情報基盤としての役割を果たすことができるよう、時代の変化や統計ユーザー等のニーズに対応した有用な統計の整備を推進する。

特に、国内総生産の約7割を第3次産業が占めるなど進展するサービス化、海外事業展開や複数国にまたがる資材調達等によるサプライチェーンの拡大など経済活動のグローバル化、電子商取引の拡大やビジネスモデルの変革などのデジタル化等の変化が進む社会経済の姿を把握する統計の整備や充実に取り組む。これらの取組を進めるとともに、SUT体系への移行等国民経済計算の改革を着実に実施する。

また、少子高齢化や人口減少への対応、地球温暖化に対応するための脱炭素社会に向けた取組、デジタル技術を活用した地方の活性化、地域の経済・雇用を支える観光の振興等に必要な情報を提供するとともに、テレワークなど働く人のニーズも踏まえた働き方の多様化や、新型コロナウィルスの感染拡大がもたらした社会の変化等を的確に把握するため、社会的に重要な分野の統計の改善に取り組む。

その際、横断的な課題については、関係府省が連携・協力して取り組む。

(2) 統計の国際比較可能性の向上

グローバル化が進展する中で、国際社会における相互理解を促進し、国際社会の発展に貢献するとともに、国際比較を通じて我が国社会の現状や課題を把握し、その解決等に資するため、国際社会の発展に資するデータの提供や、国際比較可能性の向上に向けた取組を進める。

特に、国民経済計算を始めとする国際基準策定プロセスへの積極的な関与や国際貢献、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals (SDGs))⁹に関連した指標の整備等に取り組む。

また、デジタル化などの変化が世界的に進む中、総務省を中心となって、そのような変化に対応するための統計をめぐる国際的な議論や先進的な動向を把握し、各府省と共有するとともに、我が国の統計の改善や充実に反映させる。

(3) ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

統計データ等は、統計ユーザー等が活用することにより、その価値が發揮されるものであり、その提供については、利用者にとってよりアクセスしやすく、利便性の高いものとなるよう、ユーザー視点に立って改善・充実を進める。

特に、政府統計のポータルサイトであるe-Sstatについて、多様な利活用ニーズに応えることができるような機能の充実や使いやすさの向上、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充等に引き続き取り組む。調査票情報等の提供についても、公共の利益に資する様々な分析ニーズ等に応えるため、デジタル技術も活用し、情報管理を徹底しつつ、迅速化・円滑化等に取り組む。

⁹ 平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成される。

また、統計の効果的かつ適切な利活用を行う上で重要な社会全体としての統計リテラシー¹⁰の向上に取り組む。

(4) 品質の高い統計の作成のための基盤整備

公的統計が社会の情報基盤としての役割を果たす上で、統計ユーザー等にとって、信頼できる、有用性の高い統計が継続的に提供されていることが不可欠であり、品質の高い統計を確実に作成するために必要な基盤を整備する。

特に、各府省は、幹部職員の下、社会や統計ユーザー等を第一に考えて、主体的に統計の総合的品質管理（TQM）や統計作成プロセスの標準化やメタデータ¹¹を含む情報提供の質の向上に取り組む。また、統計は、多くの者が関与する「総合プロジェクト」であることを認識し、統計の品質上の問題は、常に発生し得るものとして十分な備えを行い、仮に発生した場合には、迅速に対応する。さらに、品質管理体制を含め、必要なリソースの確保や専門性の高い人材の育成に計画的に取り組む。

総務省は、中央統計機構¹²として、各府省に対して、人的支援や相談対応を含む技術的な支援、各府省が共同で利用することができるシステムの提供を拡充するとともに、統計調査の最前線である地方公共団体や統計調査員による実査や審査、調査環境の改善を支援する。

(5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成

調査環境の変化等に適切に対応しつつ、デジタル技術の進化やデータ利活用に係る環境の進展等を踏まえ、統計調査や統計作成方法の効率化・報告者の負担軽減に取り組むとともに、より正確な統計の作成を目指す。その際、効率化・報告者の負担軽減は、報告者のためのみならず、回収率の向上による精度向上等を通じて、統計ユーザー等のためになるという意識を持って対応する。

特に、統計調査や統計作成に、新たなデジタル技術を効果的に導入していく。オンライン調査については、導入率は約9割に達しているにもかか

¹⁰ 統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力

¹¹ 統計数値そのものではなく、統計データに付随し、データの利用や解釈、効率的な管理や検索に資する情報

¹² 総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所及び独立行政法人統計センターをいう。

わらず、実際の利用率が低迷しており、今後の5年間で、基幹統計調査のオンライン回答率を、企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指して、システムの改善等に取り組む。

また、正確かつ効率的な統計の作成に有効と考えられる行政記録情報やビッグデータについて、法令上の制約、データの偏り等の特性、電子化の状況等利活用上の様々な課題の解決に取り組む。その際、デジタル社会の実現に向けた取組の一環として行われる、政府のデータ利活用に係る基盤の整備等の取組と連携する。

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算の精度向上・充実

(1) 第Ⅲ期基本計画に掲げられた令和12年度（2030年度）に向けた改革

第Ⅲ期基本計画では、課題を包括的に整理した「公的統計の整備に関する事項」の筆頭に「国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進」を掲げた。その中で、国民経済計算の改善に関しては「基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実」を目標とし、具体的には、基礎統計の整備及び国民経済計算の推計手法改善、産業連関表及び国民経済計算の供給・使用表体系（SUT体系）の移行、を課題とした。

このSUT体系への移行とは、国民経済計算の作成において、産業連関表を軸とした現行体系から、基礎統計から産業連関表を経由せず作成するSUTを軸とした新たな体系へ移行するという大転換であり、国際的な潮流に従った対応である。これにより、基準年と中間年の推計方法の整合性向上等を通じて、GDPを含む国民経済計算の精度向上に寄与することが期待される。

第Ⅲ期基本計画の期間中には前述に係る様々な取組を精力的に進め、既に一定の成果を得ている。

ここで主な事例を紹介すると、基礎統計整備及び推計手法改善の関係では、建設総合統計の改善、四半期別GDP速報（以下「QE」という。）及び年次推計の改善、家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報及び生産側系列の四半期速報（生産QNA）の公表等を実施した。またSUT体系への移行関係では、基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠の取りまとめ、生産物分類の策定、2015年産業連関表における精度向上等を実施した。いずれも大きな前進である。

もっとも、加工統計である国民経済計算の場合、基礎統計整備及び推計手法改善に関して不断の取組が必要であり、またSUT体系への完全移行は令和12年度（2030年度）を予定している。分配側系列の四半期速報（分配QNA）の公表可否の検討のほか、中長期的な課題である年次推計における営業余剰や雇用者報酬といった分配面の精度向上やサービスを中心とするデフレーターの充実を含め、令和12年度（2030年度）に向けて第Ⅲ期基本計画のいくつかの課題は継続することとなる。加えて、この間の経済社会情勢の変化に伴い新たな課題も浮上している。

そこで第IV期基本計画ではこれらの課題を取り上げる。

(2) 令和12年度（2030年度）に向けた取組：二つの柱

第IV期基本計画における国民経済計算関連の具体的な取組の全体を貫く大きな柱は、次の二つである。なお②は①の一つの手段として位置付けられる。

- ① QEから基準改定に至る、それぞれの段階での精度の向上
- ② 産業連関表及び国民経済計算のSUT体系への計画的移行

まず、①の関連では、QE及び年次推計における推計手法の精緻化、各段階の推計手法等のシームレス化、調査項目の新設・改廃等を含む基礎統計の整備を推進する。また、周期ごとの基礎統計の整備状況を踏まえつつ、SUTの部門や推計方法等について、基準年と中間年の整合性を高めるといったシームレス化に取り組む。このほか、市場価格や品質の変化を必ずしも十分には反映できていないデフレーターの改善等にも取り組む。

第IV期基本計画の期間中には、産業連関表・2020年表の公表（令和6年（2024年））と、同・2025年表の作成に向けた準備（令和11年（2029年）公表予定）を予定している。そして同・2025年表に基づく国民経済計算の2025年基準改定（令和12年度（2030年度）公表予定）において、第III期基本計画が掲げたSUT体系への移行が完了する。

そこで②の関連では、こうした予定を踏まえて第IV期基本計画の期間中に取り組むべき諸課題への対応として、2020年表における経済センサス・活動調査結果の更なる活用、同年を対象とするサービス分野のSUT体系への移行、財分野とサービス分野からなる生産物分類の全体版の整備等を着実かつ計画的に実施する。

第IV期基本計画期間中は複数の課題に取り組むこととなるため、それについての優先順位にも十分に留意する必要がある。例えば、二律背反的な関係にあるQEの精度向上と公表早期化を同時並行的に検討することは現実的ではない。また、所管府省の資源制約等に鑑みれば、デフレーターの改善についても複数の課題に一斉に取り組むことは実務上困難である。

そこで、第IV期基本計画期間においては、検討作業の輻輳が懸念される課題を中心に、理想として掲げた目標を実現可能な形へと昇華させるため、できるだけ具体的な順序づけを行う。前述のQEに関しては精度向上を先行させ、ある程度めどがついた段階で公表早期化に係る検討を本格化させる。デフレーターについても、実装に向けた検討が相対的に進展している課題に優先して取り組む。

(3) 未来に向けた先行投資

言うまでもなく国民経済計算の改善に向けての取組は、令和12年度（2030年度）に全て完結するわけではない。令和12年度（2030年度）という期限にとらわれない未来に向けた先行投資という視点も重要である。そこで第IV期基本計画では未来に向けた先行投資として、新しい国際基準の策定に係る国際的な議論への対応や、近年における経済社会情勢の大きな変化への対応等を取り上げる。

現在、国連等が中心となって国民経済計算に係る国際統計基準の見直し作業が鋭意進められている。現行の国際統計基準（2008 S N A）からの改定として、今後、令和7年（2025年）をめどとして新基準（2025 S N A（仮称））が取りまとめられる見込みである。この新基準は、将来の国民経済計算に影響を与えることとなる。

このため、それが我が国にとって有用かつ導入しやすい内容となるよう、改定に係る国際的な作業に引き続き積極的に関与していく。さらに、2025 S N A（仮称）採択後のできるだけ速やかな導入に向けて、基礎的な研究を着実に進める。

近年における経済社会情勢の変化として特に注目されるのは、経済のデジタル化の加速度的な進展、地球環境への関心の急速な高まりである。

そこで、国民経済計算の観点からは、経済のデジタル化やグリーン化の影響のより的確な把握、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をG D Pに反映させる指標の研究等が新たな課題となる。いずれも、現段階においては最終的なゴールを見極めることは難しいが、近い将来においてますます重要性が高まる分野と考えられるため、デジタル化や環境に関する基礎統計の整備も含め、関係府省及び統計委員会が一体となって高い目標を掲げて挑戦していく。

また、新型コロナウイルス感染症関連の対応（QEの季節調整における異常値処理や年次推計における一部品目の配分比率の見直し等）の精査・検証も忘れてはならない。この対応は、短期的には現行推計の精度確保・向上が一義的な目標となるが、中長期的にみれば、この対応の中から教訓や新たな推計手法のヒントを導き出すことができる可能性がある。

このため、新型コロナウイルス感染症関連の対応に係る、より能動的な対応として、また、将来を見据えた重要な取組として、今回の対応を事後的に精査・検証し、そこから得られる知見を整理することを通じて、次の経済危機に備えて態勢・手順を整えていく。さらに、危機対応にとどまらず平時における推計精度の向上にもつなげていく。

(4) 基礎統計との連携の必要性と統計委員会の役割

加工統計である国民経済計算の有用性・精度を高めるには、国民経済計算の推計手法の改善だけでは自ずと限界があり、基礎統計の整備・改善も不可欠である。両者はいわば車の両輪の関係にあり、相互のフィードバックを通じて連携を深めていくことが重要である。例えば、基準年推計・中間年推計において、これまで経済センサス・活動調査及び経済構造実態調査の利活用が行われていない分野も含めその活用の一層の推進を図るほか、行政記録情報等（業務統計等）の活用や必要に応じた基礎統計の整備が重要となる。また、基準年のSUT推計では投入調査の改善が必要である。

実際、1（1）のとおり、生産物分類の策定では、国民経済計算との整合性に十分な配慮がされた。また、国民経済計算における基準年及び中間年推計の基礎となる経済センサス・活動調査及び経済構造実態調査の調査設計においても、国民経済計算の推計により活用しやすいものとなるよう様々な工夫がこらされた。

前述のとおり国民経済計算における今後の課題の一つにQEの公表早期化の研究が挙げられている。その実現のためには、国民経済計算の推計方法の検討に加えて、基礎統計の公表早期化が重要な要素となる。これらの取組を円滑に進める上では、基礎統計の公表早期化に係る国民経済計算の推計上の必要性に加えて、報告者負担や所管府省における実査体制など基礎統計側の状況を踏まえ、報告者負担と精度確保のトレードオフに配慮しながら改善策を検討していく必要がある。

このように国民経済計算の改善を図る上では、基礎統計も含めた我が国の統計体系全体としての調和を確保することが求められる。また、その実現にはSUT体系への移行を見据えた国民経済計算及びSUT・産業連関表に関して高い知見を有する職員の養成が不可欠である。

そこで統計委員会が、我が国全体の体系的な統計整備、言い換れば全体最適の実現に向けて、様々なニーズをくみ取りつつ、主体的に行動し、またその具現化のための取組を強力に推進していく。

2 経済統計の体系的整備の推進

(1) 経済構造を把握する統計の整備

分散型¹³の統計作成体制を探る我が国において、分野横断的な経済統計の体系的整備は古くからの課題であった。特に、従前は、産業ごとに異なる

¹³ それぞれの行政機関に統計の機能を分散させたもの

る年次・周期で複数の大規模統計調査が実施されており、我が国の経済構造を、同一時点で網羅的に把握できない状況にあった。

これに対応するため、平成21年（2009年）以降、産業横断的な基幹統計である経済構造統計を作成する調査として、経済センサス・基礎調査及び経済センサス・活動調査（以下、両者を指して単に「経済センサス」という。）や経済構造実態調査を、順次、創設・充実してきた。

その結果、令和4年（2022年）以降、企業の売上高といった基礎的な情報を、毎年、同一時点において産業横断的に把握可能となった。また、経済構造統計という同一の概念で、シームレスに接続できるようにしたことで、結果精度や時系列比較の面でも大きな改善が見られた。

こうして、経済構造統計が軸となって、個別分野の経済統計の整備を進めていくという、いわば日本版の経済統計体系の基礎を構築した。

この経済統計体系を更に発展させるためには、個別分野の経済統計の軸となる経済構造統計について、時系列比較可能性を向上するため、当面、同一の調査事項により、国内生産額や従業者数等の基礎的データの継続的蓄積を進める必要がある。

一方、我が国では、インターネット等を通じた電子商取引のほか、ビッグデータ分析やA Iといったデジタル技術を活用してビジネスプロセスを抜本的に変更するデジタルトランスフォーメーション（D X）¹⁴が進展しつつある。経済のデジタル化が進む中では、これまで統計調査において基本となっていた場所的単位での経済活動の調査では、経済実態の把握がより困難になっている可能性が生じているほか、「何を」ではなく「どのように」との観点から経済活動を捉える手法を開発する必要がある。

また、気候変動対策を中心とするグリーントランスフォーメーション（G X）¹⁵への取組も進みつつあるが、その状況を把握する手法については、更なる検討が必要な状況にある。

さらに、国境を越えた工程間分業や生産・業務の外部委託等、グローバルバリューチェーン¹⁶の深化とともに企業の国際取引や事業展開がますます複雑化している。こうしたグローバル化の更なる進展や、国内外で發

¹⁴ 将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変することをいう。

¹⁵ 産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革を実行することをいう。

¹⁶ 複数国にまたがって配置された生産工程の間で、財やサービスが完成されるまでに生み出される付加価値の連鎖のことを行う。

生しうる感染症や大規模自然災害等のバリューチェーンを通じた影響についても、統計的に把握する必要が高まっている。

このように、我が国経済を知る上で重要な変化の実態について、迅速、効率的かつ詳細に把握する手法が、いまだ確立されていないのが実情である。

したがって、個別分野の経済統計については、ニーズの増大に即した統計の充実や、実体把握が難しい統計の結果精度向上のための取組を引き続き実施すべきである。その際、既存の統計調査、行政記録情報、民間データ等では十分にデータを把握しきれない場合には、その対応について、不断の研究を進める必要がある。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、経済構造統計について基軸となるデータの蓄積を着実に行うとともに、国民経済計算の精度向上や、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高等内外の経済社会情勢の変化の影響等のよりタイムリーな分析に資するよう、関連統計の整備・充実を図る。

また、ニーズの急激な変化を踏まえて、デジタル化等、現状では把握されていない分野に関する必要な統計データ等を迅速に把握可能とする枠組みについて、検討を開始する。この際、整備する統計については、既存の統計調査の調査事項との整合性や継続性、ユーザーのニーズを踏まえて、関係府省が協力して検討する。調査実施方法については、既存の経済構造統計の枠組みを活用する等、効率性や調査客体の負担抑制を実現すべく、中央統計機構が中心となり検討を進める。

さらに、経済活動に関する調査単位の在り方やアクティビティベース¹⁷での事業活動の把握可能性について、今後のSUT体系への移行に向けた検討状況や、既存の統計調査の実施状況、報告者の記入可能性を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

(2) サービス産業・企業関連統計の整備

一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、経済センサスや経済構造実態調査の創設による産業横断的な構造統計の整備が行われた結果、毎年のサービス産業の生産活動の実態が、基幹統計調査で詳細に把握されることとなり、サービス分野の統計整備が大きく進展した。

一方、サービス産業を対象とした動態統計の整備については、製造業と異なり、月次の基幹統計は整備されていないなど、道半ばの段階とも言え

¹⁷ 財及びサービスを生産する生産活動単位で実態を把握することをいう。

る。またサービス産業動向調査や第3次産業活動指標等について、QEの改善や景気動向の把握の観点から、結果精度の向上や一層の公表早期化等が求められており、各種要望への的確な対応が必要である。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、事業活動が多岐にわたり、その変化も激しいサービス産業の実情を踏まえ、その動向を継続的かつ適切に把握するための調査手法を確立するとの観点に立って、サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手するとともに、引き続き、GDPの作成における基礎データとなっている個別統計の改善に向けた取組等を行う。

(3) 経済統計作成の改善に向けた取組

(事業所母集団データベースの整備)

事業所母集団データベースは、限られた予算の中で高品質の統計を作成するための母集団整備が長年の課題とされた状況下で、平成19年（2007年）に全部改正された統計法（平成19年法律第53号）においてその位置付けが明確化されたものであり、我が国全ての事業所・企業を網羅する国内最大級のデータベースとなっている。

事業所母集団データベースは、事業所・企業を対象とする各府省等の統計調査の母集団情報として、各種経済統計の精度向上のみならず、報告者の負担軽減、効率的な統計作成に重要な役割を担っており、常に足下の事業所・企業の実態が反映され、より使いやすい母集団情報を提供する基幹的なインフラとなることが求められている。

その整備に当たっては、経済センサス等の統計調査の結果だけでなく、労働保険情報や商業・法人登記情報等の行政記録情報に基づき、経常的に情報の捕捉・更新を行っている。

また、これまでにも、経済構造統計の整備と併せて事業所母集団データベースの整備・充実を進めてきたが、近年では、法人番号公表サイト情報から事業所母集団データベースに追加した約160万法人について、令和元年（2019年）に実施した経済センサス - 基礎調査による活動状況の確認等を行ったことなどにより、大幅なカバレッジの拡大と精度向上が図られた。

一方、事業所や企業の活動は常に変化するため、特に経済センサス - 活動調査の中間年において事業所母集団データベースの情報をどの程度更新できるかは、母集団情報としての有用性を高める上で重要な課題の一つである。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、データベース情報の

基礎となっている経済構造統計の改善、行政記録情報の更なる活用を含め、データベース情報の更新範囲や頻度を一層高めるための検討を行う。また、各府省は、引き続き、事業所・企業に係る統計調査を実施するに当たり、名簿としての基礎情報となる法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録する。

さらに、事業所・企業を対象とした統計調査においては、個々の調査の特性を考慮しつつ、最新のデータベースの情報を使用することを原則とする。

なお、このような事業所母集団データベースの改善は、それを利用する統計の時系列的な変化にも影響を与える。この点に関する利用者の適切な理解を促すために、統計委員会及び関係府省は機会を捉えて積極的な情報提供に努める。

(インボイス情報の活用可能性の検討)

令和5年(2023年)10月に予定されている消費税のインボイス¹⁸制度(適格請求書等保存方式)の導入に伴い、企業において、売上高や消費税額が記載されたインボイス情報が保管されることとなっており、電子インボイスの導入の検討も進められている。このインボイス情報を統計作成に活用することで、結果精度の向上や報告者の負担軽減に寄与することが期待されている。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、電子インボイスの普及状況等に注視しつつ、統計作成への活用可能性について検討を進める。

(企業関連統計の役割分担等の取組)

経済構造統計の体系的整備を進めていく中で、報告者負担の抑制を図る観点から、経済構造実態調査と、企業を対象とする産業横断的調査及び産業別調査との役割分担、重複是正等の検討を進めてきた。

これまで、統計調査に係る重複是正については、従来から、事業所母集団データベースを利用した重複是正措置のほか、統計調査間において、共通するデータの相互利用(データ移送)等の取組を実施している。

また、令和4年(2022年)以降における科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査については、経済構造実態調査と同一名簿・同一期日で統一的に実施し、3調査間で共通する調査事項の相互利用を図るなど、統計調査間、府省間の一層の連携を進めている。

¹⁸ 売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段をいう。

これらに加えて、報告者負担が大きく結果への影響が大きい上場企業等については、独立行政法人統計センターにおいて各企業をそれぞれ専門に担当する職員が配置され、企業の担当者との信頼関係を構築しながら回答を支援する企業調査支援事業を開始している。

一方、各種統計調査における一層の負担軽減を求める意見は根強く、前述（1）のとおり、今後、新たな経済活動を把握するためには、報告者の負担増も想定される。今後も統計ユーザー等のニーズに的確に対応していく必要がある中で、報告者からの理解を得つつ、より正確な統計情報を得る観点からは、報告者の負担軽減・抑制に常に留意することが重要である。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、これまでの企業を対象とする各種統計調査の役割分担の検討や重複是正の取組を継続するとともに、後述の第3の6（1）のとおり、デジタル技術やビッグデータの活用、企業調査支援による報告者の負担に配慮した取組を進める。

3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献

（1）経済活動のグローバル化に対応した統計の整備

経済活動のグローバル化が進展している中、輸出入の基本情報たる貿易統計においては、令和元年（2019年）5月からe－Statにおいてデータベース化するなど、利便性の向上を図った。また、海外事業活動基本調査においても、民間データ等も活用したカバレッジ拡大を図った。

一方、どういった属性の企業が輸出入を行っているかといった情報や、多国籍企業の活動状況に関するデータ等は、我が国としてOECD¹⁹のデータベースに未登録な状況にあることを踏まえ、諸外国との国際的な比較可能性の向上を図る観点から、引き続き統計の整備に向けて取り組む必要があるとの指摘もある。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、企業の特性（外資比率等）と輸出入行動を関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。

また、引き続き、関連統計の改善に努めるとともに、我が国で活動する外資系企業や、海外で活動する日系企業について、母集団名簿の精度向上

¹⁹ 経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development）

を図る。

(2) 国際比較可能性の向上、国際貢献

国際社会が協調して地球規模の課題の解決に取り組む重要性が増している中、公的統計に関する国際交流や、国際比較に資する公的統計の的確な整備・提供等、公的統計の国際比較可能性を高める取組が欠かせない。

我が国はこれまで、国際会議等への積極的な参加、国際機関等への職員の派遣、諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、東アジアを中心とした諸外国との国際交流、国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）²⁰の運営に対する協力等を進めてきた。

国際連合が掲げる S D G グローバル指標²¹の整備については、産学官が連携して観測データの活用のための検討を行うなど、対応拡大に向けた着実な取組を進めており、全248指標のうち、令和元年（2019年）8月に125指標のデータを初めて公表して以来、令和4年（2022年）11月末現在、161指標のデータが公表済である。

一方、国際機関へのデータ提供については、国際機関からの依頼を端緒として、総務省や外務省が窓口となる場合のほか、関係府省が国際機関と直接やり取りをするケースが多いが、我が国における国際機関へのデータ提供や、国際動向の把握・情報共有が必ずしも十分でないとの指摘がある。

また、各府省の協力を得ながら、統計データの提供拡大等に向けた体制について充実を図るべきではないかといった指摘もある。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、O E C D 等の国際機関への統計データの提供拡大に向けた検討を行うなど、国際比較可能性の更なる向上に向けた取組を進める。S D G グローバル指標については、知見を有する第三者の協力も得ながら更なる対応拡大に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる国際会議の開催が急速に普及した環境変化も踏まえて、W E B会議システム等も有効に活用しながら、国際会議への参加や二国間交流等、引き続き国際貢献に取り組む。

さらに、国際的な産業分類及び生産物分類の改定等、公的統計の国際的なデータ整備やルール作りに、政府全体としてより積極的に関与し、国際的な活動を牽引し、国際社会における我が国のプレゼンスをさらに向上

²⁰ United Nations Statistical Institute for Asia and the Pacific

²¹ Sustainable Development Goal global indicators

することができるよう、我が国の国際統計人材を育成する。

4 人口や暮らしに関する統計の整備

我が国は世界に類を見ない人口減少（人口の自然減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少）に直面しており、国内需要の減少に伴う経済規模の縮小や労働力不足、社会保障の給付・負担の増加に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大による医療や公衆衛生に係る政府支出の増加等、様々な社会的・経済的な課題に対処する上で、人口・社会の実態や構造変化、政府の施策等に関する統計の重要度が増している。

これまででも、国勢調査や国民生活基礎調査といった基幹統計調査を中心に、人口や暮らしの実態の適切な把握に向け、調査方法の見直しや結果の提供の拡充等の取組を進めてきた。

一方、人口や暮らしに関する統計調査は、世帯を対象としたものが中心であり、統計調査員による訪問調査が主となっているものも多い。そのため、単身世帯の増加や近年の新型コロナウイルス感染症の影響により報告者への接触が困難となる等の問題を抱え、また、実査を担当する職員が新型コロナウイルス感染症への対応に忙殺されるなどにより、一時中止を余儀なくされた統計調査もあった。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。以下「骨太2022」という。）等においては、全世代型社会保障の構築や社会的包摂の実現が重要課題とされている。こうした社会の担い手のうち、高齢者や障害者等の実態の把握に当たっては、報告者の選定や調査事項の設定、調査方法等において特に慎重な設計が必要となる。

したがって、今後の人口減少や少子高齢化等の更なる進行も見据え、厳しさを増す調査環境に対処しつつ、これまで基幹統計調査等で把握してきた基礎的な情報を、今後も安定的、継続的に把握するとともに、社会的包摂の実現に資する関連統計の充実に向け、取組を進めることが重要である。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、世帯調査をめぐる厳しい環境に対処し、持続可能性を確保する観点から、オンライン回答の促進を始めとした報告者の負担軽減や実査業務の効率化の取組を引き続き推進する。

また、障害者に関する統計については、令和4年度（2022年度）中に閣議決定が予定されている「第5次障害者基本計画」等の施策上のニーズを踏まえ、これまで調査項目の充実を図ってきた統計調査を中心に、分析に資する統計の作成・提供を推進する。

男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統

計)については、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、引き続き男女別データの把握に努め、年齢・地域等様々な区分による分析に資する統計の提供を推進する。また、統計調査の実施に際し、多様な性への配慮の必要性について、検討を行う。

さらに、行政記録情報等も活用しつつ、社会保障費を統計的に的確に把握するための検討を進める。

上記の課題以外についても、今後生じ得る様々な社会的ニーズに対応するために、関係府省が連携し、必要となる調査の効率的かつ効果的な実施方法等に関する研究を推進する。

5 統計の比較可能性の確保等の取組

各統計の産業区分、職業区分、従業者区分等の表章区分の標準化を図ることは、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図る上で有用である。

これまで統計法に基づく統計基準として、日本標準産業分類、日本標準職業分類等を隨時改定した。

また、第III期基本計画期間中には、経済統計の整備とSUT体系への移行に向けて、サービス分野の生産物分類の整備を図った。さらに、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)、「地域別表章に関するガイドライン」(平成31年3月28日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)、「年齢別表章に関する標準的な考え方」(令和4年6月20日総務省政策統括官(統計制度担当)決定)及び「事業所規模別表章に関する標準的な考え方」(令和4年6月20日総務省政策統括官(統計制度担当)決定)を取りまとめ、公表した。

一方、統計ユーザー等に対して、社会経済や報告者の状況に対応した適切かつ比較可能性ある統計を常に提供するとの観点からは、統計基準等の改定や整備は、統計行政における将来にわたる対応として重要である。このような改定や整備は、大規模調査実施のタイミングも踏まえ、時代の変化に合わせ、定期的に行うことが必要である。また、生産物分類については、令和12年(2030年)のSUT体系への移行を見据え、日本標準産業分類第14回の改定内容を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を完成させる必要がある。

このため、第IV期基本計画期間においては、各統計の集計結果の標準化及びSUT体系への移行への取組を推し進めるため、日本標準産業分類や日本標準職業分類を含む統計基準等の必要な見直しのための検討と、その結果を踏まえた改定を行う。併せて、「地域別表章に関するガイドライン」、「年齢別表章に関する標準的な考え方」及び「事業所規模別表章に関する標準的

な考え方」の適用状況のフォローアップ等を行い、必要な場合には見直しを行う。

なお、データ駆動型社会の実現や様々な情報との接合可能性が高まるよう産業分類等のコードを積極的に開示していく。

6 統計各分野の取組

(1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等

人口減少に伴う労働力不足や、物価上昇に伴う賃金の目減り等に直面する中、経済の原動力たる雇用・労働に関する統計のニーズは引き続き高く、基幹統計調査である労働力調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、就業構造基本調査を中心に、関連統計の整備を進めている。

これまで労働力調査については、雇用情勢をより多角的に把握する観点から、未活用労働に関する指標を平成30年（2018年）から公表している。毎月勤労統計調査については、かねてから課題となっていた標本交代に伴う断層に対処する観点から、平成30年（2018年）からローテーション・サンプリング²²を導入する等、精度向上に向けた見直しを進めている。

また、賃金構造基本統計調査については、多様な分析に資するため、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）調査分に係る匿名データの提供を行うこととしている。

さらに、「骨太2022」において、テレワークの促進やフリーランスが安心して働く環境の整備等、多様な働き方を推進することとされている中、令和4年就業構造基本調査では、関連の調査事項を追加するなどの取組を行っている。

一方で、雇用・労働環境が大きく変化し続ける中では、技術的に精度向上を図りつつ、時系列比較が可能となるようデータの把握・蓄積を続けるとともに、調査事項の見直し等実態を的確に把握するための不断の改善努力が必要となる。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、多様な働き方が一層加速しているため、その実態をより的確に把握することが求められている。また、近年、急増している外国人労働者の実態が既存の統計調査では十分に把握できていないという課題にも対処する必要がある。

したがって、雇用・労働に関する基礎的なデータについては、既存の基幹統計調査により継続的・安定的に把握することを基本とすべきである。

²² 標本となる報告者を一斉に入れ替えるのではなく、段階的に入れ替える方法。これにより、標本の入れ替えに伴うデータへの影響を抑制することが期待される。

その上で、新たな社会の動きを的確に把握し、それを雇用・労働環境に関する統計に反映させるため、関連統計の整備や基幹統計調査の調査事項の一部見直しの取組を進めていくことが必要である。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、外国人の雇用・労働に係る統計整備のための新たな統計調査を実施し、その結果を分析・検証した上で、必要に応じて、既存の統計調査において在留資格等外国人労働者の属性情報の把握に努める。

また、毎月勤労統計調査の精度向上の取組を引き続き進める。さらに、多様化する働き方の動向を明らかにするため、社会情勢の変化や労働・雇用制度の変遷を捉えながら、実態を的確に把握するための検討を行う。

(2) 環境に関する統計の整備・改善

気候変動対策が喫緊の社会的課題である中、急速な原材料価格の高騰に伴う企業の収益圧迫や国民負担増加に直面したことなどを受け、グリーントランسفォーメーション(G X)の加速化が国政の重点投資分野に位置付けられた。今後、施策展開に必須となる環境関連統計の整備の優先度が飛躍的に高まっている。

これまでも、環境に関する統計については、温室効果ガス²³排出・吸収量等に関する統計データの充実等を進めており、例えば、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するために必要な統計調査を整備する等、データの蓄積を進めている。

また、企業における温室効果ガス排出量の算定に重要な「エネルギー消費統計」の精度向上等の取組も進展しており、国際機関へのデータ提供等にも一定の進展がみられている。廃棄物の排出の実態についても、精度向上や公表の早期化等、統計調査の改善が進んでいる。

前述のSDGグローバル指標のうち、山地総面積に対する植生被覆(山地グリーンカバー指数²⁴)については、人工衛星データを利活用して算出・検証するなどの取組も行っている。

一方、経済活動と環境負荷の関係の見える化のため、前述1(3)のとおり、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をGDPに反映させる指標の研究も進めている。

こうした状況を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)でも掲げられている、温室効

²³ 二酸化炭素やメタン等、大気中の熱を吸収する性質のあるガスのことを指す。

²⁴ 山地の総表面に対するグリーンカバー(植生被覆)の百分率のことをいう。

果ガス排出・吸収量データの算定の更なる精緻化に向け、環境統計の体系的整備の観点からも、引き続き環境・エネルギーに関する各種統計の整備・充実を図る。このため、将来的な基幹統計化も含め「エネルギー消費統計」の時系列の安定化やデータの精緻化等の取組を不斷に進める。

(3) 観光に関する統計の精度向上

新型コロナウイルスの感染拡大によって一時大きく減少した観光需要は、その後のワクチン接種の進展等を受け、一部回帰の動きも見られる。

観光立国の復活は、人口減少に直面する地方経済にとっても切実となっているとともに、円安を背景にインバウンドの観光需要の期待も高まっている中で、観光関連統計の整備及び精度向上は、公的統計の整備の中にあって、優先度を上げるべき課題である。

これまでも、観光統計については、需要面、供給面から旅行・観光消費動向調査や宿泊旅行統計調査等を整備しており、旅行・観光サテライト勘定（T S A）²⁵の作成や統計調査の結果公表の充実、都道府県の実施する観光入込客統計の整備等、一定の取組が進展している。

一方、「骨太2022」においては国内需要の喚起策やインバウンドの戦略的回復等に取り組むとされている。こうした施策を受けた誘客状況や消費動向をより正確に把握するため、観光統計の精度向上が必要となっている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大への対処において、人出の量と移動先の急激な変化を計る上で、携帯電話の位置情報等のビッグデータの利活用の可能性が高まったことを踏まえると、観光統計の整備に当たっては、ビッグデータの有効活用も重要な視点となる。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、これまで整備を進めてきた統計調査を中心に、結果精度の向上や安定的なデータの確保に向けた検討を進め、我が国の観光産業の実態を的確に把握する。

また、人流データを活用した宿泊動向の足下予測等、ビッグデータの利活用についても研究を進める。

(4) 建設・不動産に関する統計作成の改善

建築物や土地は企業活動や国民生活の礎であるとともに、住宅投資・企

²⁵ Tourism Satellite Account。SNA のサテライト勘定（SNA の基本体系と整合性を保つつつ、特定分野について詳細な情報が提供できるよう、SNA 概念の修正・拡張、物理的指標とのリンク等を行って作成されるもの）のひとつである。

業設備投資は、GDPの重要な支出項目を構成し、一国の経済・景気動向を判断する上で重要な要素となっている。

また、低・未利用の土地・不動産の増加といった社会問題への対応のほか、自然災害の頻発や激甚化に見舞われる我が国においては、経済対策のみならず防災・減災対策の立案・評価の観点からも、建設・不動産に関する動向把握は極めて重要である。

建設関連統計については、基幹統計調査である建築着工統計調査及び建設工事統計調査を中心に整備を行っており、これまで、これらの標本設計や欠測値補完方法等の改善の取組に加えて、建設総合統計の基礎データ及び推計方法の見直しを通じた精度向上といった多岐にわたる取組を進め、GDPの精度向上にも寄与している。

また、不動産関連統計については、企業における土地の所有・利用構造をより的確・効率的に把握するための統計調査の整理も行っている。

一方、建設関連統計では、統計調査の集計における不適切事案が発生し、統計作成プロセスの問題が顕在化した。

GDPの精度向上の観点からは、建設部門における基礎データの精度向上が引き続き課題の一つとされており、QEと年次推計のシームレス化では、建設総合統計の精度向上が不可欠となっている。

不動産関連統計については、地域の実情を踏まえた経済・社会政策に資する観点から、我が国の土地や建物の利用又は遊休状況を適切に把握するニーズも高まっている。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、統計ユーザー等が安心して利用することができるよう、統計の精度と信頼性を高めることを第一に考えて、統計作成プロセスや統計作成手法の改善等を通じた建設総合統計の品質向上に向けた取組等を継続する。また、不動産登記情報等のデジタルデータの整備状況も踏まえ、これらの有効活用により、我が国の土地の所有・利用の全体像をより詳細に把握する等の検討課題に対応していく。

(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善

我が国の農林水産業は、経済のサービス化や少子高齢化を背景に、GDPに占める割合は長期的に低下してきたものの、一方で、国際環境が予断を許さない中で、食料安全保障の確保の観点からも、農林水産業の持続的な成長のための施策が重要であり、その立案等を裏付ける農林水産統計の的確な実施が必要である。

これまででも、農林水産統計については、農林水産行政の変化に対応し、

報告者の負担軽減や調査の効率的な実施にも努めながら、農林漁業経営や農山漁村地域の実態から、農林水産物の生産、流通・加工、消費の実態に至るまで、きめ細かい統計整備を行ってきた。また、水稻の作柄予測に気象データや人工衛星データを利用する等、新たなデータの利活用にもいち早く取り組んでいる。

一方、統計調査の現場では、調査対象者の高齢化や実査・実測の担い手の不足等、他分野の統計調査にも増して厳しい状況に直面していることから、民間委託、オンライン回答の更なる推進、デジタルデータの有効活用等、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題となっている。

したがって、今後、農林水産統計については、従来の実査・実測を中心とした統計作成モデルにとどまらず、他分野の統計調査に先駆けて、より一層のデジタル技術の導入を図り、統計業務の効率化・高度化と統計の有用性・精度確保を両立することのできる新たな統計作成モデルにシフトすること、ひいては公的統計作成におけるデジタル技術推進のフロントランナーとなることが期待される。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、調査環境の変化に伴い継続が困難になっている調査方法について、持続可能な方法への不斷の見直しを行うほか、先進技術も取り入れ、衛星画像等のデジタルデータや行政記録情報の有効活用の検証、オンライン回答を促す手法の効果検証等、各統計調査における報告者の負担軽減・効率化やデータ利活用の推進等に引き続き取り組む。

(6) 教育に関する統計の作成プロセスの整備

教育に関する統計調査は、学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査、社会教育調査の4つの基幹統計調査を中心として実施しており、学校数や在学者数、教員の構成等、教育に係る基本的事項を把握している。

これまでも、これら学校を対象とした統計調査については、長年使用されてきた集計システムが硬直的であったため、調査項目の見直しに大きな手間を要する等の課題を抱えていたが、令和4年度（2022年度）調査から、調査事項の変更に柔軟に対応可能な新たなシステムに移行するといった、調査実務の改善を行っている。

また、同一の調査対象者を長年追跡する21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）については、進学等で生活環境が変化する中、調査対象者を可能な限り維持しつつ、関係府省の共管調査になって以降、5年間にわたつ

て継続して実施している。

一方、「骨太2022」において、質の高い教育や大学等の機能強化、家庭環境や学習環境の格差防止や、教師の働き方改革等が掲げられている。また、令和4年度（2022年度）中に改定が予定される「教育振興基本計画」においても、社会のニーズに応える教育や学習の在り方等について検討することが課題とされており、これらに必要な統計の整備が課題となっている。

以上を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、こうしたニーズに柔軟に対応した統計を整備するとともに、それを可能とするための環境整備として、学校現場で用いられている業務システムとの連携により、調査対象の負担軽減を図るなど、既存の統計調査のより効率的な実施を目指した改善等の取組を推進する。

第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

1 統計作成・提供・利用を通じた総合的品質確保・向上の基本的考え方

公的統計の総合的な品質確保・向上には、公的統計の有用性の確保・向上と信頼性の確保・向上の両面が含まれる。公的統計を作成する機関は、統計ユーザー等を第一に考えて、公的統計の総合的な品質確保・向上に不斷に取り組むとともに、国民の理解と協力の確保・向上なくして、それらの実現是不可能であることを強く認識しなければならない。

前述の第2では、公的統計の有用性の確保・向上のための取組のうち、統計の体系的整備に関する取組方針を示した。

第3では、公的統計の利活用環境の改善、信頼性の確保・向上及びそのための基盤の強化に関する取組を示す。まず、2では、公的統計の有用性の確保・向上のための統計の利活用の基盤の改善・強化に関する取組方針を、3では、公的統計の信頼性の確保・向上のためのP D C Aサイクルの確立に関する取組方針を示す。また、4及び5では、それらを支える統計作成のデジタル化に関する取組方針及び統計リソースの確保・人材育成に関する取組方針を、最後に6では、国民の理解と協力の確保・向上のための取組方針を示す。

2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上

(1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

社会全体における統計データの利活用を促進するためには、統計データの利活用に係る基盤の整備・強化を通じて、統計データを利用者が使いやすい形で提供する必要がある。その際、特にデジタル技術の進展に合わせて進化する利活用の形態に対応した形で提供することが重要である。

これまでも、政府統計共同利用システムにおいては、統計情報提供のワンストップサービス化・デジタル技術に対応した統計データの共有を一貫して進めてきた。具体的には、3期にわたる基本計画期間を通じて、ワンストップサービス実現のための統計データのe-S t a tへの集約、デジタル技術を用いた機械判読可能な形式でのデータ提供の拡大、A P Iや統計地理情報システムといった情報提供サービスの高度化などに取り組んできた。

一方、e-S t a t掲載統計のうち、統計表がデータベース形式となっている統計は、全体の40%にとどまり、また、数値データが機械判読可能な状態になっていないものも残るなど、提供する情報の更なる品質向上が求められている。

統計ユーザー等の更なる利便性向上のためには、公的統計の数値データ

タが機械判読可能な状態で、コード化されたメタデータ付き情報としてデータベース化され、数値データレベルでの検索も可能なワンストップサービスとして提供されるなど、デジタル化の進んだユーザーにもフレンドリーな形での提供が広がることが望ましい。

これを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、e-Statへの集約、デジタル技術を用いた機械判読可能な形式でのデータ提供の拡大などを引き続き進めるとともに、e-Statのユーザーインターフェース等の改善、メタデータ整備の改善、データカタログ機能の追加等を行う。

加えて、公的統計の間やそれ以外の情報と統計情報の間のデータ接続の可能性や比較可能性を高める観点から、各種統計調査の調査事項の標準化や統計以外の情報とのリンクエージの取組とも連携しつつ、公表情報の地域区分、分類項目などのコード体系に関する取組の充実を行う。

あわせて、より多くのユーザーによる効果的な統計利活用を図るため、e-Statの活用事例の広報・普及など利活用の促進を積極的に行う。

こうした取組を行う際には、政府全体として、デジタル社会の実現に向けた取組の一環として行われるデータ利活用に係る基盤の整備等の取組と連携する。

(2) 調査票情報等の提供及び活用

個人情報や企業等の個別情報の保護を適切に行った上で、調査票情報の利活用を可能にすることは、調査実施者が当初の調査企画において想定していなかったニーズへの対応を可能とするものである。

第III期基本計画期間においては、調査票情報の活用の利便性向上と活用に係る安全及び国民の安心の確保を図るため、独立行政法人統計センターによる調査票情報や匿名データ等の保管・提供を開始した。また、調査票情報の提供及び活用に関するポータルサイト「ミクロデータ利用ポータルサイト」(m i r i p o) を開設し、利用に必要な情報提供や、調査票情報の提供先や調査票情報から新たに作成した統計等の公表も開始した。

加えて、高度なセキュリティ措置の下、調査票情報を広く活用した探索型の分析研究を可能とする調査票情報のオンライン利用の取組も開始した。オンライン施設²⁶については、大学や研究機関等の協力を得つつ全国展開を行い、令和4年（2022年）10月までに20施設を整備し、運用を開始

²⁶ オンサイト施設とは、情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者が調査票情報を用いて、独自の集計・分析を行うことができる施設

した。

一方、複雑化する社会的課題の解決に向けた多様な研究の迅速な実施といった要請が、学術研究分野で一層強くなっている中、研究者やその団体からは、調査票情報の利活用の柔軟化や提供手続等の迅速化・簡素化が求められている。また、既存の統計データの活用を図ることは、新たな調査実施による報告者負担を抑制して既存調査の回収率低下を抑制し、統計ユーザー等に品質の高い統計を提供することにもつながる。

これを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、調査票情報の利活用に係る安全及び国民の安心確保を図りつつ、こうした学術研究分野からの要請への対応を図っていくため、調査票情報のオンサイト利用やオンラインサイト施設の更なる充実・利便性向上を図る。また、研究者による調査票情報の一層の柔軟な利活用を可能とし、かつ個々の調査票情報の安全性を確保する方式として、リモートアクセス²⁷の実証実験等の検討を行う。

あわせて、調査票情報の提供の手続等の円滑化を図るため、提供に係る進行管理や相談対応の充実、提供に必要なリソースの確保、提供に係る審査の標準化、効率化等を行う。

以上に加えて、調査票情報等の管理に当たっては、公文書の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく適切な対応を徹底する。

(3) E B P Mの推進・統計の活用の促進

統計は、有効に活用されてこそ、その真価が発揮されるものであり、各府省は、統計作成への注力はもちろんのこと、その利活用の促進にも努める必要がある。

また、統計の利活用が促進され、統計が多くの利用者の目に触れれば、利用者から様々な指摘や改善意見を受けることが予期される。これは、統計の誤り等の早期発見・改善にもつながる。

近年、行政機関や地方公共団体における政策立案や評価で、必要性が提唱されているE B P Mにおいては、公的統計を的確に活用することが重要となる。E B P Mの推進と公的統計の整備・改善は、両者が互いを促進する、いわば車の両輪のような関係にある。

前述の（2）のとおり、調査票情報も、これまで行政機関や地方公共団体における政策の検討に活用されてきており、E B P Mの推進になくてはならないものと位置付けるべきである。

²⁷ 施設外からセキュリティレベルを保ったまま調査票情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式

第Ⅲ期基本計画期間においては、統計部局が、府省内政策部局におけるE B P Mの実践的取組のための統計データの活用可能性についてアドバイスをする取組や、統計部局が、府省内の政策課題の検討に資する統計データを作成・分析し、府省内政策部局に提供するなどの支援を行う取組も見られた。

一方、こうした動きは、まだ一部の府省にとどまっている。しかし、これらをE B P M実践のリーディングケースとして位置付け、このような例を積み上げていくことが、政府全体におけるE B P Mの推進にとって極めて重要である。また、E B P Mを更に推進するため、行政機関等に対する調査票情報の提供について、手続の簡素化・迅速化を進めることが必要である。

以上を踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、前述の(1)及び(2)の取組や後述6の取組も含め、各府省は、その行政の実情に対応した形で、E B P Mの推進を始めとする統計の利活用の促進のための取組を進める。また、行政機関等に対する調査票情報の提供について、E B P M担当部局からの意見も踏まえつつ、手續の簡素化・迅速化に向けて検討し、結論を得る。さらに、中央統計機構が、総務省行政評価局との連携・協力²⁸も含めそのために必要な技術的な支援や人材育成の支援を行う、優良事例の横展開を行うなど、取組全体の底上げを図る。

3 P D C Aサイクルの確立による統計の信頼性の確保

(1) P D C Aサイクルの定着

公的統計の品質には、精度・正確さ、有用さ、使いやすさなどいくつかの側面があるが、中でも国民の合理的な意思決定に必要な精度・正確さの確保は、国民が当然要求する必須の要件である。一方、統計には様々な誤差要因が存在し、作成プロセスにおいて不測の誤りが発生する可能性は常にあることから、必要な精度・正確さといった統計の基本的品質の確保・向上を図るために継続的な努力が何よりも必要である。

この統計の基本的品質が損なわれたことによって、統計の利用者及び調査対象者からの信頼が失われた場合には、前述の第2のとおり取組により統計の充実を図り、優れた内容の統計を作成しようとしても、統計調査への協力・統計利活用活動などが損なわれ、統計の利用価値は大幅に低下することが危惧される。

²⁸ 政策評価審議会「「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策に関する答申」～政策評価をより政策の見直し・改善に反映させるために～」参照

第Ⅲ期基本計画期間においては、毎月勤労統計調査や建設工事受注動態統計調査における不適切事案の発生を受け、それらのような重大事象の発生を抑止するため、統計委員会が令和元年（2019年）9月及び令和4年（2022年）8月に建議を取りまとめた。

毎月勤労統計調査の事案は、調査の設計を十分な検討をすることなく変更し、その変更を統計法が定める手続きを経て調査計画に反映することを怠ったことに端を発し、誤りが確認された後も、社会や統計ユーザー等への影響を最小限とするための対処や情報提供を怠ったものであった。この結果、誤った結果情報が行政を含めた統計ユーザー等に長期に活用されるといった悪影響を与えた。

このため、統計調査を行うに当たっての承認申請の事務処理手続や調査計画上の記載内容の標準化、統計調査が調査計画に沿って行われたかどうかの自己点検などP D C Aサイクルの導入、誤り発見時における対応ルール²⁹の設定など統計ユーザー等に品質の高い統計を提供するための取組が始まった。また、統計作成に関する業務マニュアルに記載すべき事項の明確化、現場の担当者に対する統計研修の充実も始まり、一部の府省では品質管理部門が創設された。

建設工事受注動態統計調査の事案は、これらの取組の浸透途上に発生した。同事案では、調査計画と同様に統計の品質に直結する、業務マニュアル中の推計方法の変更と提出期限後に提出された過月分調査票（以下「遅延調査票」という。）の処理（例外処理）とが整合的に行われなかつたことによるものであった。

また、毎月勤労統計調査の事案と同様、社会や統計ユーザー等への影響を最小限とするための対処や情報提供が行われなかつた。

このため、建設工事受注動態統計調査の事案を受けた再発防止策は、毎月勤労統計調査の事案を踏まえた取組の基礎となる総合的品質管理（T QM）の考え方を引き継ぎつつ、さらに深化させることとした。具体的には、業務マニュアルの整備、組織内での共有や見直し・更新、実際の統計作成プロセスが業務マニュアルに沿って行うことができたか、見直すべき点はなかったか等の自己点検のルール化を行うこととした。

さらに、こうした重大事象の発生を抑止し、公的統計の品質の確保と向

²⁹ 誤り発見時の対応ルールとは、「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」（令和2年6月17日 内閣官房統計改革推進室）で示されたひな型を踏まえ、各府省が定めた公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関するルールのことをいう。

上を図っていくためには、現場の担当者だけの取組では限界があることも認識された。

このため、統計幹事等のトップマネジメントの立場にある幹部職員が、社会や統計ユーザー等を第一に考えて、主体的・積極的に統計作成プロセスの適切なマネジメントに取り組むこととした。

一方、本来、公的統計の品質の確保・向上は、誤りを防ぐのみならず、有用な統計の作成・提供をも目指すものである。このため、各府省が行う自己点検では、誤りにつながりかねない問題点の把握に加え、統計が社会・経済動向を的確に把握・分析するものとなっているかの確認を行い、その結果を、作成方法等の改善のみならず、調査事項の変更や新たな統計整備につなげることが重要である。

このような自己点検・自律的改善を円滑かつ効果的に行うためには、調査対象の動向や調査環境の変化を熟知している各府省が、P D C Aサイクルを定着させ、重大事象の発生の抑止と統計の不断の改善に、自ら取り組む必要がある。また、そのような各府省の取組を、総務省及び統計委員会が技術的に支える必要がある。

これらを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、各府省に、統計幹事等の下、総合的品質管理（T Q M）の考えに基づき、業務マニュアルの整備・更新を進め、自己点検とその結果に基づく自己改善の取組を行う体制を確立する。あわせて、これを支援する総務省の機能を充実し、取組を軌道に乗せる。その際、各府省は、社会や統計ユーザー等を第一に考え、公的統計の品質表示や自己点検の結果の開示など、ユーザーに対する情報提供を充実する。

また、これらの取組を効率的に進める上で、デジタル技術の活用が重要な要素となる。デジタル技術は、統計業務の様々な局面においてヒューマンエラーの発生低減、業務プロセスの改善などに有効であることから、P D C Aサイクルの運用結果を踏まえて後述4の政府共通のプラットフォームの充実・強化を行うなど、デジタル技術の活用を推進する。

以上の取組を着実に進めるため、品質向上の取組自体についても不斷の点検と改善を行う。そのため、以下に関する指標について、統計法施行状況報告や自己点検結果の総務省への提出等の機会を活用してモニタリングを行う。

- ・ 統計作成、品質向上のための体制の状況
- ・ 業務マニュアルの充実・活用の状況
- ・ 誤りの原因別発生状況、誤り発見時の対応ルールの運用状況

(2) 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上

不適切事案の再発を抑止し、また、仮に発生しても、その影響を最小限とするためには、統計作成部局において、社会や統計ユーザー等を第一に考えて対応する品質優先の組織風土を確立する必要がある。

第Ⅲ期基本計画期間においては、毎月勤労統計調査の事案を受けて、「誤り発見時の対応ルール」の作成、研修等を通じた同ルールの定着、統計職員の行動規範である「政府統計職員の心得³⁰」の策定など、事案発見時における現場職員の適正対応の徹底や現場職員の品質に対する意識の向上に重点的に取り組んできた。

一方、その効果が十分に現れる前に建設工事受注動態統計調査の事案が発覚した。これら2つの事案においては、誤りを認識した後の組織としての対応が不適切であったため、統計ユーザー等が誤った結果を活用し続けるといった悪影響を長期化させ、事態を悪化させたと考えられる。

したがって、各府省の現場職員のみならず、組織のマネジメントを行う幹部職員の意識改革に力を入れ、品質優先の組織風土の定着を急ぐ必要がある。具体的には、統計委員会の建議で指摘されたように、幹部職員が「誤りの発生自体ではなく、誤りに対して社会や統計ユーザー等を第一に考えた速やかな対応ができないことが問題である」との認識を持ち、品質優先で風通しの良い組織風土の形成を主導するようなマネジメント改革が必要である。

これを踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、現場職員の意識改革に加え、統計幹事を始めとする幹部職員に対し、統計行政のマネジメントが常時、的確に実践されるよう、研修、人事評価などを強化することにより、幹部と現場の双方向から、品質優先で風通しの良い職場風土を確実に定着させる。

(3) 災害・感染症等の発生時における対応

公的統計の中には、基本的な経済統計や人口・世帯等に関する基本的な統計など、変更や中止が行政や経済運営等に重大な影響を及ぼす恐れのあるものがある。また、災害等の被害状況の把握・影響の推計、復興計画の策定、復興状況の評価などを行うため、調査の継続が不可欠なものもある。新型コロナウイルスの感染拡大は、こうした統計調査の実施に大きな

³⁰ 政府の統計職員の内面を支え、日々の業務において自信と誇りを持って職務に当たることができるように、統計業務経験が豊富な各府省の統計職員が共同で原案を作成した行動規範。令和3年（2021年）2月12日に統計行政推進会議で決定

影響を与えるものであった。

しかし、多くの統計調査においては、調査方法、調査の時期、公表期日を一部変更するなどの工夫により、調査が継続された。特に、対面による接触機会が制限される中、オンライン調査や郵送調査の活用を進めた。

一方、一部の統計調査では、個別の事情により、実施の中止や大幅延期といった対応をとらざるを得なかった。また、近年では、激甚災害の発生により、統計調査の実施が困難となり、変更や中止を余儀なくされる場合もあった。

これを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響下で、多くの統計調査が継続的に行われた今般の経験に基づき、大規模災害や感染症が発生した場合においても、統計ユーザー等が必要な統計を活用し、真に不可欠な意思決定が継続されるよう、統計の重要性に応じた柔軟かつ的確な対応を行うこととする。さらに、統計調査の継続のみならず、大規模災害や感染症等の際に必要となった様々な処理（季節調整における異常値処理、代替データの活用等）について、これまで得られた知見の整理を通じて、危機に備えることとする。

また、重要性の高い統計については、調査の継続的な実施や結果公表等を確実なものとするため、必要な行動計画を策定するなどの取組を進めること。

4 統計基盤のデジタル化の推進

デジタル技術は、統計の提供面においては利用者の利便性を高め、統計の作成面では、統計調査の報告者の負担軽減、データ処理業務の効率化、ヒューマンエラーの防止、データの整合性の確保などに大きな効果を發揮する。

これまでも、3期にわたる基本計画を通じて、政府は、統計基盤のデジタル化として、

- ・ 全府省の公的統計を利用者に提供する総合窓口であるe-Stat、統計調査のオンライン回答の総合窓口であるe-Survey³¹などで構成される政府統計共同利用システム
- ・ 事業所・企業に関する様々な統計調査において調査対象の選定に活用される事業所母集団データベース

といった府省共通のプラットフォームの整備を行ってきた。

また、こうしたデジタル化の取組の結果、母集団情報の整備、標本抽出、

³¹ 政府統計共同利用システムのサブシステムの1つで、各府省が実施する統計調査にインターネット経由でオンライン回答できるオンライン調査システム

実査、作成した統計の公表などの業務プロセスでは、システムの整備を通じた業務の効率化や品質の向上のほか、統計作成プロセスの標準化も進展してきた。

一方、デジタル化に関する重要な課題は、なお残っているのが実情である。

例えば、オンライン回答が可能となっている統計調査は、令和元年（2019年）の82.9%から、令和3年（2021年）の88.3%まで向上したもの、実際のオンライン回答率を見ると、基幹統計調査であっても20%以下となっているものが、令和3年（2021年）末時点で50調査中17調査に上っている。

各府省で個別統計に応じて整備されている集計システムの中には、システムがブラックボックス化している事例やその時々の状況に応じた柔軟な改修が困難になっている事例も見られる。

また、一層のデジタル化により解決可能と見込まれる課題であっても、デジタル化の効果を十分に上げるためにには、目標の明確化や綿密な実行計画の作成など周到な準備をして取り組むことが不可欠となる。

さらに、調査結果の公表のデジタル化の際には、履歴情報を残すことに対するニーズにも配慮する必要がある。

これらを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、e-Surveyについて、調査対象となる企業等の情報セキュリティ、業務体制等に制約されることなく、円滑な回答が可能となるよう改修を行う。また、オンライン回答が困難な調査対象者への対応として統計調査員等によるオンライン回答の支援、オンラインシステムの回答しやすさの向上、コールセンターによるオンラインシステムの操作等に関する質問受け付け等の取組を強化する。

さらに、集計システムについても、総務省において、仕様が明示され、かつ各統計調査の実情に合わせて柔軟に変更が可能な汎用集計ツールを開発し、各府省が、当該集計ツールを共同利用することができるようとする。

加えて、e-Statについて、前述2(1)のとおり、ユーザーインターフェースの改善等の利用者の利便性に配慮した機能向上、データの充実等の取組を、コード体系整備の取組とも連携しつつ進める。

第IV期基本計画期間中には、時系列の遡及改定等に伴う改定前の統計データの情報保存機能の整備や分類変更に伴う過去データの遡及等の時系列データ整備の拡充などの見直しや充実が必要となることも想定される。その場合には、各府省が連携し、統計ユーザー等からの意見や諸外国の優れた事例等を踏まえ、学会などとも連携・協力を図りながら、可能な限り迅速かつ計画的に対応する。

こうした取組について、目標の明確化や綿密な実行計画策定を行い、各府省が連携して、政府一体として統計基盤のデジタル化を強力かつ着実に推

進するため、統計行政推進会議の下に統計基盤のデジタル化の推進体制を整備する。

5 統計リソースの確保・人材育成

(1) 統計リソースの確保

社会の情報基盤としてふさわしい統計を提供するためには、統計の作成・提供の業務を支える人材・予算などの統計リソースの確保及び有効活用が重要である。

第Ⅲ期基本計画では、統計改革の実現や統計行政の諸課題を解決する観点から、さらに、令和2年（2020年）の変更後の第Ⅲ期基本計画では、不適切事案の未然防止等の観点から、統計リソースの確保についての方針を盛り込んだ。そして、これらを受けて、第Ⅲ期基本計画期間中においては、

- ・ 平成31年（2019年）：統計改革におけるGDPの精度向上や統計委員会の機能強化のために14名の増員
- ・ 令和元年（2019年）：毎月勤労統計調査の事案を受けた「統計分析審査官³²」の配置のために20名の増員
- ・ 令和3年（2021年）：総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所及び独立行政法人統計センターの中央統計機構（（4）参照）としての機能強化のために8名の増員

などを行った。

一方、令和4年（2022年）8月の統計委員会建議では、統計作成の体制について質と量の両面からの確保の必要性が改めて指摘され、参議院令和2年度決算議決においても、

「政府統計全体に対する信頼を確保するため、不適切事案の徹底した検証と再発防止のほか、全ての基幹統計及び一般統計を対象とした政府統計の改善施策に取り組み、必要に応じて人員を増やすなど統計行政体制の強化を図るべきである。」

と警告されるなど、更なる体制整備が求められている。

³² 統計分析審査官とは、毎月勤労統計の不適切事案の再発防止策の提言を受けて、内閣官房に配置された職員をいう。内閣官房から各府省に派遣され、統計調査の担当者から独立した立場で、各府省における統計の集計プロセスに分析的審査を順次導入するとともに、P D C A サイクルの取組への参画、統計の誤りが発生した場合の再発防止策の指導・助言や作成プロセスの抜本改善の必要性の検討を担うなど派遣先府省全体の統計の品質を維持・向上させるための業務に従事

経済社会が大きく変化する中では、各府省が、所管の統計調査に係る調査環境や調査対象の変化を踏まえつつ、調査内容や作成プロセスを不斷に見直し、変化に対応した信頼性の高い統計の整備と利用に必要な情報提供を行うとともに、所管行政の情報も活用して誤り等を迅速に発見し、発見された場合には統計ユーザー等を第一に考えた速やかな対応を行う意義が、ますます高まっている。

これを踏まえて、第IV期基本計画期間においては、各府省は、定型的な業務などについて外部委託を活用する一方、統計作成の企画、品質管理、評価や見直しなどに十分なリソースを投入する。特に、統計の品質管理体制を充実するため、「統計分析審査官」を見直し、令和5年（2023年）4月に、統計の品質管理全般の中核となる「統計品質管理官（仮称）³³」を新設する³⁴。また、中央統計機構（（4）参照）は、公的統計全般の品質を維持・向上するための専門体制に必要なリソースを確保して、各府省の取組を支援する。

統計委員会は、このような時代の変化に的確に対応するための統計リソースの確保を徹底するため、平成31年（2019年）から行っている統計行政の重要課題の推進のための「統計リソースの重点的な配分に関する建議」を引き続き行う。

（2）統計人材の育成

重大事象の発生を回避しつつ、統計の品質の確保・向上、統計の利活用促進、調査環境改善などを推進するためには、既存の統計リソースを量的に充実し、効果的に活用するのみならず、統計作成に携わる統計人材の能力や専門性の向上といった質的な強化を行うことが不可欠である。

第III期基本計画期間においては、人材の質的強化を目的とした統計研修や人事交流の充実を行った。特に、国・地方公共団体の統計人材育成を専門的に担う総務省統計研究研修所では、研修参加者等のニーズを踏まえ、研修内容の見直しや、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するためのオンライン研修の充実などを実施した。

³³ 統計品質管理官（仮称）とは、統計分析審査官の体制を大幅に見直し、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となる職員。総務省に配置され各府省に派遣し、職務を遂行する。

³⁴ 統計品質管理官（仮称）の定員は、当面、総務省において一元的に確保して各府省に配置することとし、各府省における品質管理業務の浸透状況を踏まえつつ、その定員を各府省に振り替えるものとする。

また、政府部内の資格として、「統計データアナリスト³⁵」及び「統計データアナリスト補³⁶」の認定を開始し、政府全体として令和4年(2022年)11月現在、それぞれ統計データアナリスト26名、統計データアナリスト補152名を認定した。

一方、建設工事受注動態統計調査の事案においては、職員が統計についての十分な知識を有していないことが一因とされた。

総務省及び各府省は、品質の高い統計を作成できる専門人材の不足に對して十分な危機意識を持ち、統計調査や集計の設計を自ら行うなど、個々の統計調査の中心となる統計職員の育成を行う必要がある。また、そのような育成の対象となった職員には、調査や集計の経験を積ませるとともに、統計調査の環境悪化や回収率の低下に対応できるような高度な統計知識も付与していく必要がある。

その上で、統計調査の設計は統計データアナリスト取得者の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の取得者の下で行うなど、専門性の高い者による管理体制を実現する必要がある。

しかし、現状において、基幹統計調査で、統計データアナリスト又は統計データアナリスト補の取得者が配置されたものは、全体の4割程度にとどまっているのが実情である。

また、E B P Mの重要性が各方面で強調される中、統計の分析にとどまらず、統計調査や統計作成等の経験に裏付けられた統計の特性に関する知見も有する統計職員の能力は、行政各分野のE B P Mの実践において活用されるべきである。また、そのような行政経験を、統計の整備や改善に生かすことが適當である。

こうした状況を踏まえて、第IV期基本計画期間においては、専門人材の不足は、統計ユーザー等に対し、そのニーズへの対応を遅らせ、また、不適切処理などによる影響を及ぼすものであるとの認識に立って、職員に対する研修の充実、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の確保・育成・配置の加速に引き続き取り組む。

また、各府省における人材育成に係る取組が確立するまでの間、総務省は、それを補完するため、各府省の職員を受け入れ、O J Tを通じて育成

³⁵ 統計データアナリストとは、一定の統計実務経験を積んだ統計職員で、規定された統計研修を修了し、統計に関する高度な能力を有する者として資格認定された者

³⁶ 統計データアナリスト補とは、一定の統計実務経験を積んだ統計職員で、規定された統計研修を修了し、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者として資格認定された者

する取組を引き続き行う。

加えて、各府省は、専門人材を積極的に確保・活用する観点から、業務に必要な能力に応じ、修士や博士の取得者、国際対応力のある人材（前述第2の3（2）参照）などの多様な人材のキャリアパスを整備し、その採用・育成に取り組む。

（3）地方公共団体との連携・支援

（地方公共団体との連携・支援）

統計作成の業務は、多くの関係者が関与し多段階にわたる統計作成プロセスから構成されるいわば「総合プロジェクト」である。特に地方公共団体は、この総合プロジェクトにおける国の主要なパートナーである。

また、地方公共団体は、地域の活性化やEBPMの取組の一環として、二次利用も含め、公的統計を活用し、その結果を地域に提供している。こうした取組は、地域の報告者から得られた情報を地域へ還元するものであり、統計調査に対する報告者の理解と協力の確保の観点から重要である。

このため、第Ⅲ期基本計画期間においては、

- ・ 都道府県の統計専任職員に対する研修
- ・ 調査環境の悪化や統計調査員の高齢化に対する独自の対応を新たに行う都道府県に対し統計専任職員の試行的加配³⁷（平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度））
- ・ 県民経済計算等の改善に取り組む都道府県の支援（令和2年度（2020年度）以降）
- ・ 上記取組の結果の他地域への横展開

を実施したところである。

一方、建設工事受注動態統計調査における不適切事案では、国と地方公共団体とのコミュニケーション不足も明らかとなった。これにより「総合プロジェクト」である統計調査が円滑に進むためには、国と地方との間での目的意識の共有や、国と地方が各自担う個々の統計作成プロセス間のインターフェース³⁸での確実な連携・調整が不可欠であることが、改めて確認された。

³⁷ 地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するための取組を行う都道府県に対し統計専任職員の配置予算をより多く配分する試行的な取組の1つ

³⁸ インターフェースとは、「接点」「境界面」などの意味を持ち、各統計作成プロセス間で指示・報告、情報、成果物等をやり取りすることを示す。

地方公共団体は、統計調査の最前線として、正確な回答や回収率の確保など実査に係る品質管理の第一段階を担っており、公的統計の品質を確保するためには、地方公共団体の担当職員の能力向上や体制確保が重要となる。また、地方公共団体が、統計調査の報告者や統計調査において協力を求める関係団体等との間で良好な関係を築くことは、郵送・オンライン調査を含む全ての統計調査の調査環境の改善に資する。

したがって、こうした地方公共団体の役割を維持・向上するため、地方公共団体における統計主管課はもちろん、統計調査を担う地方統計機構全体として、時々の調査環境、調査技術に対応させつつ、機能を充実していく必要がある。

これを踏まえて第IV期基本計画期間においては、「総合プロジェクト」である統計作成プロセスを不斷に改善するとともに、報告者の理解と協力を確保し、統計ユーザー等に対して品質の高い統計を提供するとの観点から、調査環境の改善や統計調査の品質管理、公的統計の一層の活用などに積極的に取り組む地方公共団体に対し、引き続き、技術面、リソース面からの支援を行う。

あわせて、統計作成プロセスに地方公共団体が関わる場合には、調査実施者は、当該地方公共団体と様々な機会を通じた意見交換、優良事例の情報の提供・共有などを、一層活性化させる。

さらに、統計調査を担う地方公共団体や統計調査員の支援の観点から、統計調査に係る郵便局との連携について、総務省において検討する。

加えて、建設工事受注動態統計調査の不適切事案の結果も踏まえ、総務省において地方統計機構の在り方について調査研究を行い、令和6年（2024年）以降の統計専任職員の確保に反映する。

（統計調査員の支援）

統計調査の実査段階の統計の品質確保・向上を行う上で、統計調査員は重要な役割を担っている。今後、オンライン回答が困難な調査対象者への対応や、調査環境が悪化する中における協力要請や督促などで報告者の理解を醸成する上で、統計調査員の役割は引き続き重要になると見込まれる。

第III期基本計画期間においては、登録調査員に対し、優れた統計調査員のノウハウを共有する研修などを行った。

また、統計調査員を支援するため、統計調査員が活用するコールセンターに関する取組（6（1）参照）も行い、その効果については、地方公共団体からも一定の評価が得られたところである。

一方、統計調査員の担い手の減少から1人当たりの受け持ちが多くなり、オートロックマンションの増加など実査を取り巻く環境がますます厳しくなることで、個々の統計調査員の負担は、従来以上に大きくなっている。また、令和3年（2021年）3月末現在の登録調査員は70歳代以上の者が全体の約4割を占めているといった状況にもある。

これらを踏まえて第IV期基本計画期間においては、報告者の理解と協力を確保し、統計ユーザー等に品質の高い統計を提供するため、報告者との直接のインターフェースである統計調査員の確保や研修に関する取組、コールセンターに関する取組を推進するとともに、大学等の学生を統計調査員（以下「学生調査員」という。）として任用する取組など統計調査員の確保や調査環境の改善に取り組む地方公共団体の支援を充実する。

あわせて、統計調査員の活動のボトルネックの解消や機能の一層の発揮のための調査研究を行う。

（4）中央統計機構の機能向上

毎月勤労統計調査の不適切事案を契機とした検証では、総務省の統計部局には、公的統計に関し、高度な専門性を有する職員や業務経験の豊富な職員が相当数確保されていることが確認された。一方、多くの府省では、こうした職員が少なく、府省内の統計部局以外の部局が統計を作成する場合に、統計部局からの支援が、必ずしも十分ではないことも確認された。

このため、令和2年度（2020年度）に改定された第III期基本計画に基づき、総務省の統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所及び独立行政法人統計センターを「中央統計機構」とし、中央統計機構が、各府省の統計業務の支援を行うスキームを構築した。

また、その際、支援を求める各府省からの相談への対応が円滑に行われるよう、一元的な相談窓口として「統計作成支援センター」を設置した。同センターは令和3年度（2021年度）までに50件以上の相談を受け、必要な支援を行った。

一方、建設工事受注動態統計調査の不適切事案に際して、国土交通省の「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（令和4年1月14日）では「問題の背景には、本件統計室の職員に、統計に関する疑問や問題を気軽に相談できる専門家がないという問題がある」と指摘され、各府省が隨時相談できる体制の一層の充実強化が必要となっている。これと同時に取りまとめられた「統計委員会タスクフォース精査結果報告書」でも、総務省には、各府省の双方面のコミュニケーションの一層の円滑化に努めつつ、各府省の統計作成に対する助言・支援機能を強化す

ることが求められた。

さらに、前述の（1）のとおり、今後、経済社会が大きく変化する中、各府省が、所管の統計調査について、調査環境や調査対象の変化を踏まえ、自ら調査内容や作成プロセスを見直し、統計の品質の確保・向上を図ることの意義が高まっている。これを実践していくためにも、各府省への技術的支援が必要であり、それを行う中央統計機構の役割が重要である。

これらを踏まえて第IV期基本計画期間においては、中央統計機構は、各府省で、統計ユーザー等に対して品質の高い統計が提供され、また、不適切事案発生時等における統計ユーザー等に対する影響が最小限となることを確保するため、引き続き、「統計作成支援センター」を通じた相談対応を充実する。

また、中央統計機構は、個別統計調査の新設や変更の際の承認審査、統計作成プロセス診断³⁹など様々な機会を活用し、各府省とのコミュニケーションを丁寧に行うとともに、必要となる各府省の支援を実践する。

さらに、デジタル化などの変化が世界的に進む中、中央統計機構は、統計委員会と連携して、そのような変化に対応するための統計を巡る国際的な議論や先進的な動向を把握し、各府省と共有するとともに、把握した結果を、各府省の相談や支援の機会も活用しつつ、我が国の統計の改善や充実に反映する。

加えて、独立行政法人統計センターは、中央統計機構の一つとして、政府統計共同利用システムを通じた統計ユーザー等に対する統計情報の提供、調査票情報の提供等の機能を充実・強化する。

6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (統計調査に関する基本的考え方)

公的統計の作成に当たっては、その情報源として、統計調査のほか、行政記録情報やその他の情報源を利用するのが一般的である。

行政記録情報などの利用が可能な場合は、その情報を得るために国民に新たな回答負担を課す必要がなく、また、既存の情報から効率的に統計を作

³⁹ 有識者からなるチームを総務省から派遣し、各府省の個々の統計の作成プロセスについて、業務マニュアルが整備されているか、業務マニュアルに沿った業務管理がなされているかといった観点を含め、統計委員会が取りまとめた「要求事項」に基づく第三者的な視点からの診断及びアドバイスを行い、改善を進める取組。なお、この「要求事項」には、統計作成プロセス診断の基準となる事項（業務マニュアルの記載内容、必要な成果物や業務記録が残されているか等）が定められている。

成することができるという大きなメリットがある。

しかし、行政記録情報については秘密保持等の観点から法令による利用の制約があるなど、国民の合理的意思決定に資する統計整備に必要な情報をカバーできないのが実情である。

このため現在、統計調査の回答負担の軽減や新たな統計の作成の観点から、行政記録情報等の活用が進められる中でも、公的統計の作成の情報源は、統計調査が中心となっている。

この統計調査が、必要な結果精度を確保するためには、報告者の協力を得て、結果精度を担保する回収率を確保する必要がある。確かに、公的統計を有用なものとするとの観点からは、統計調査において、統計の国民からのニーズに対応した調査項目を幅広く把握することが適当である。しかし、そのために統計調査の報告者に過度な負担を求めると、調査への協力意識の低下、回収率の低下、ひいては統計調査の結果精度の低下が生ずる。

このため、統計調査を企画する場合には、統計のニーズと報告者負担との間で適切なバランスを図ることが求められる。

さらに、国民のプライバシー意識の高まりなどにより、統計調査の実査についても難しさが増している。オートロックマンションの増加や生活スタイルの多様化等により、調査対象者との接触が困難となっている現状に対応するためには、実査における報告者に応じた対応や配慮が従来以上に重要となっている。

統計調査を取り巻くこのような状況を踏まえると、調査実施者は、これまで以上に、統計調査の報告者の声に謙虚に耳を傾け、デジタル技術の活用などによる回答しやすい調査の実施や、行政記録情報の積極的な活用の観点から、その利用の制約への対応、ビッグデータ等の活用による調査事項の一部縮減など、報告者の負担軽減に取り組む必要がある。特にビッグデータ等の活用については、課題はあってもそれを克服する努力が民間では継続的で行われており、行政機関においても継続的な努力が必要である。

また、調査の実施に当たって、調査についての報告者の理解を得るよう努めることはもちろん、公的統計における統計調査の意義、必要性等について、国民全体に分かりやすく説明することが必要である。

今後とも統計調査を維持し、統計精度を確保していくためには、こうした取組によって、統計調査の回収率を維持・向上することが不可欠である。このため、取組を進めるに当たっては、回収率の状況を継続的にモニタリングし、必要な措置や新たな工夫を取り入れるなど、取組の改善を適時に行う。

(1) 報告者負担への配慮

(統計法の枠組による取組)

統計法では、行政機関が統計調査を実施する場合には、事前に総務大臣の承認を得ることが原則とされている。また、承認申請を受けて行われる審査では、報告者負担が調査の目的に照らして必要最小限となるよう、他の統計調査と調査事項が重複していないか、行政記録情報等で代替できないか、分かりやすく記入しやすい調査票となっているかなどの観点による確認を行っている。特に基幹統計調査では、審査の過程で、統計委員会が意見聴取を行っている。

第Ⅲ期基本計画期間においては、基幹統計調査については令和3年度(2021年度)までの4年間に115件の承認(うち50件の統計委員会の答申)を行い、また、一般統計調査については、345件の承認を行った。

(行政記録情報等による代替可能性の検討、報告者の意見聴取)

第Ⅲ期基本計画期間においては、国の統計の負担軽減に関する提案等を経常的に募集する仕組みや、統計調査の企画立案段階で、各府省が関連する既存データの有無や所在を確認し、統計調査の新設を抑制する仕組みも導入した。

具体的には、統計委員会が、ホームページを通じて報告者の負担等に関する声を募集し、その声に対する各府省の対応方策を公表してきた。この結果、オンライン調査に対する要望を改善に活用したり、2つの統計調査における調査事項の重複の指摘を受け、それらの調査間で重複している調査事項のデータ移送を導入するなどの改善事例が生まれた。

また、行政記録情報等については、統計調査の一部代替などに、これまで以上に積極的な有効活用をしていく必要があることから、統計調査の企画立案段階において、各府省の政策立案総括審議官等が、調査で得ようとしているデータが他の行政記録情報等から入手することができないか、所在確認等を行うこととした。

(デジタル技術の活用や企業調査支援による報告者負担への配慮)

統計を作成するために統計調査を実施することが必要な場合には、報告者ができるだけ回答しやすい調査方式を採用することが重要である。

このため、前述4のとおり、3期にわたる基本計画に基づく取組により、多くの統計調査でオンライン調査を導入してきた。

また、報告者が回答の作成時に疑問を持った場合、回答に要する時間が想定以上に長くなることや、負担感が生じることがあることから、報告者

の疑問に速やかに、かつ的確に対応する必要がある。

このため、既に複数の統計調査において報告者向けのコールセンターが導入され、相当数の利用が確認されるなど、成果を上げてきている。なお、このようなコールセンターは、実査を担う地方公共団体や統計調査員の支援に活用されるケースもある。

さらに、大企業は、悉皆調査の対象となりやすく、報告者負担が相対的に大きくなる傾向にある。

したがって、第Ⅲ期基本計画期間においては、令和元年度（2019年度）から、独立行政法人統計センターが大企業に対する専任スタッフによる調査の回答支援を行う、「企業調査支援事業」を開始した。その結果、回答支援を行った企業について、高い回収率が確保されるなどの成果を確認している。

（ビッグデータの活用）

統計作成において、民間企業等が保有するビッグデータを活用することにより、報告者に新たな負担を課すことなく、これまでの統計調査の一部を代替することができるようになる可能性がある。また、統計調査により作成される統計では達成し得ない早期の統計作成・公表や、これまで把握することができなかつた経済社会の実態の把握ができるようになる可能性がある。

ビッグデータの活用については、データの代表性、特性の把握、継続的な入手方法の確立、体制面や技術面の整備などの課題がある。一方、データの詳細性や速報性などの面でメリットもあり、民間ではこの課題を克服する努力と試行錯誤が続けられていることから、行政においてもその活用に向けた努力が求められている。

したがって、第Ⅲ期基本計画期間においては、「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」を設置して検討を行った。同会議は、令和4年（2022年）6月、ビッグデータの役割を公的統計の一部代替にとどめることなく、

- ・ 高頻度・詳細粒度のビッグデータを用いた新たな指標を作成することや、
- ・ 調査実施者が調査結果の分析時にビッグデータを使用し、その分析結果を含めて結果公表を行うなど、

より幅広い活用の可能性を検討することが必要である旨のビッグデータの活用に関する将来的なビジョンに関する提言を行った。

(今後の取組)

一方、これらの取組を行ってきているにもかかわらず、統計調査の回収率は、引き続き悪化しつつあるのが実情であり、統計ユーザー等を第一に考え、報告者負担の更なる軽減を図って回収率を確保・向上し、引き続き品質の高い公的統計を提供する必要がある。

このため、第IV期基本計画期間においては、これまでの取組を更に進めるとともに、報告者の意見を踏まえつつ、その改善、重点化を図っていく。

特に、政府統計共同利用システムのe-Surveyについて、オンライン回答率の向上を図るため、報告者のセキュリティ環境等に制約されない柔軟な回答記入ができるようにするための改修を行う（前述4参照）。

行政記録情報については、内閣官房行政改革推進本部事務局が令和4年（2022年）11月に取りまとめた、各府省が行う統計調査以外の調査に関する網羅的な把握の結果を活用し、こうした調査で集められた情報の統計的利活用を進める。

また、行政記録情報の活用による景気動向把握や長期的な経済動向の分析、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討、行政記録情報の利用の制約への対応に努めるなど、行政記録情報の積極的な活用に向けた取組を行う。

ビッグデータの活用については、総務省及び各府省におけるビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）の段階的な実施や活用事例やサンプルデータ等の所在案内の紹介、POSデータ⁴⁰、ウェブスクレイピングデータ⁴¹及び人工衛星データ等の更なる活用の検討、各種のビッグデータの実証研究など、ビッグデータの公的統計への活用に向けた取組を進めて行く。

このほか、統計調査と行政記録情報やビッグデータとの中長期的なリンクエージの可能性を高め、以上のような利活用を一層効果的に行う観点から、より幅広いコード体系の整備等を行う。

(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進

(統計調査の意義、必要性等の理解の促進)

⁴⁰ 販売時点情報管理（Point Of Sales）のデータで、POSレジから収集される顧客の消費行動をデータ化したもの

⁴¹ ウェブサイトから特定の情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術を活用して収集されたデータ

統計調査における報告者の協力意識の低下は、それによる調査の回収率の低下、ひいては統計調査の結果精度の低下につながる。

統計の品質の確保・向上には、統計調査に対する国民の理解・協力が重要な要素となる。高い品質の統計は、行政のみならず、広く国民の合理的な意思決定の基盤として必要なものであり、統計調査への協力は、結果的には、国民自身のメリットとなることについて、国民に丁寧に説明を行う必要がある。

報告者が協力意識を持ちにくいことの大きな原因として、報告者にとって、統計調査に回答することの意義や必要性が理解しづらいことが挙げられる。これに対応するためには、個々の統計調査の都度、調査の対象となった者のみに、公的統計や統計調査の意義、必要性等を説明するのみならず、平時からそのような意義、必要性等について、国民全般の理解を確保していく必要がある。

第Ⅲ期基本計画期間中においては、統計調査の意義や必要性の理解の確保等を目的とした統計調査の環境整備のため、以下の取組を実施した。

- ・ 初等教育向け教材の作成及び提供、全国の教員を対象とした統計指導者講習会、「統計の日」を活用した統計標語募集やグラフコンクールなどの統計調査への理解増進のための取組
- ・ 都道府県と大学とが連携した学生調査員の取組の支援、全国規模のマンション管理団体や不動産業界団体に対し調査実施予定に関する事前の情報提供や調査協力依頼
- ・ 国勢調査を始めとする世帯を対象とする調査の実施に際し、オートロックマンションなど統計調査員の活動の難しい状況でも調査が円滑に行うことができるよう、マンション管理団体を通じた調査への協力要請
- ・ 統計調査の実施に際し、基幹統計調査には報告義務や罰則の規定が設けられていることや、立入検査等の規定が設けられていることの周知
- ・ 国勢調査において、在留外国人の増加に対応するための27の言語の外国語調査票の使用

(統計の利活用を通じた統計調査に対する理解の増進)

また、公的統計が社会の重要な情報基盤として、国民により一層幅広く使われるようになることは、結果として、統計調査の意義や必要性の理解や統計調査への協力の確保につながる。

第Ⅲ期基本計画期間においては、統計の利活用を促進するため、統計の分析や活用の手法などに関するオンライン講座のリニューアルを行い、

令和4年度（2022年度）は約5万人が当該講座を受講した。

また、平成30年（2018年）から実施している統計データ分析コンペティションでは、毎年、着実に応募件数が増加しており、大学等と連携したセミナーや教員対象の講習会の開催なども開催回数を伸ばしてきている。

（今後の取組）

一方、このような啓発・周知の取組の中には、効果が発現するまでに期間を要するものもある。これらの取組は、一過性のものとはせず、継続的に対応していくことが必要となる。

このため、第IV期基本計画期間においては、統計調査の意義や必要性に関する国民の理解を深め、統計ユーザー等に品質の高い統計を着実に提供するとの基本的な考え方立って、こうした取組を着実に継続するとともに、個別の統計調査における調査環境の実情、回収状況の動向などを把握しつつ、必要な取組の改善を弾力的に行う。

第4 基本計画の推進

1 基本計画の推進に必要な事項

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、社会の情報基盤としてあらゆる分野に関係するため、政府における各種法定計画等においても、E B P Mの推進などの観点から、施策の進捗等の評価のための指標の設定などに活用されている。

このため、第IV期基本計画の推進に当たっては、各種法定計画等及び関係施策との整合性に留意しつつ、政策の信頼性及び客觀性の確保に資するよう、それぞれの政策分野に必要となる統計の整備やそのための課題の解決に各府省が連携して取り組む必要がある。

さらに、公的統計の整備に当たっては、幅広く国民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、作成した統計を国民が利用しやすい形で提供することはもちろん、政府の統計関連組織における統計制度や第IV期基本計画に基づく施策の推進等に関する情報をより分かりやすく提供するなど国民に対し的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズを幅広く把握し、その結果を公的統計の整備に反映する必要がある。

2 基本計画の推進体制

上記を踏まえれば、第IV期基本計画を実効性のあるものとするためには、必要な推進体制を整備するとともに、各府省が取組の進捗状況や課題等を適切に情報共有し、政府一体となって取組を進めていくことが重要である。

このため、総括統計幹事（総務省政策統括官（統計制度担当））及び各府省の統計幹事を構成員とする「統計行政推進会議」の下、必要に応じて各府省の実務者による会合等を機動的に開催するなど、緊密に連携・協力して第IV期基本計画に掲げた各種施策に取り組む。

また、統計委員会においては、統計法第45条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示するとともに、以下のような取組を行うことにより、第IV期基本計画に掲げる各種施策の推進や支援等に努める。

- ① 社会経済情勢の変化に対応した公的統計の整備・改善に向けた観点から、その課題等を抽出し、統計整備に資するパイロット的な調査研究等を推進し、それらの研究成果を踏まえ、必要な統計の整備や改善に向けた方法を検討する。
- ② 統計の国際比較可能性向上の観点から、国際動向等に関する情報について関係府省に適時に報告を求めるとともに、必要な対応について助言等を行う。

- ③ 統計データ等の利活用を促進する観点から、各種統計データや学術研究等に利活用される調査票情報等がユーザー視点に立って、より使いやすい形で提供されるよう、助言等を行う。
- ④ 品質の高い統計をプロセスで作り込む観点から、統計作成プロセスやそのマネジメントに関する要求事項を取りまとめるとともに、統計作成プロセス診断の実施結果を踏まえ、必要な助言や支援等を行うなど統計作成プロセスの適正化を推進する。
- ⑤ 品質の高い統計を統計技術等の改善から実現する観点から、それらの技術的評価を行う統計委員会評価分科会において、各府省の重要課題等ニーズを踏まえて、柔軟に審議・助言を行うなど統計作成技術の向上に貢献する。

3 基本計画のフォローアップ

第IV期基本計画の実施状況のフォローアップは、統計法第55条に基づいて総務省が取りまとめる統計法の施行状況に関する報告に基づき、統計委員会が行う。

その際、統計委員会は、基本計画に盛り込まれた事項について、それらの実施状況等の確認に加え、個々の統計調査における調査環境等の実情や今後の見通しなども考慮し、関連指標等も効果的に活用してモニタリングを行うなど、評価の充実を図り、改善を後押しするようフォローアップを行う。

【参考】公的統計の整備におけるデジタル化への対応

社会経済のデジタル化に対応するため、公的統計には、デジタル経済の実態把握、デジタル技術を活用した報告者の負担軽減と統計ユーザーの利便性向上、デジタル技術による統計作成の効率化・正確性向上と新たな統計の作成、デジタル化対応が困難な報告者への配慮など様々な観点からの対応が求められている。

第IV期基本計画でも、様々な観点でデジタル化への対応を定めているが、社会経済のデジタル化への対応という目標に向けては、これらの対応を相互に関連させつつ、整合的に進めていく必要がある。このため、以下、第IV期基本計画に記載されているデジタル化への対応を、改めて一覧として再掲⁴²する。

なお、これらの対応は、統計法施行状況報告で取りまとめられるオンライン回答率等の指標も活用する等により、その効果を検証しつつ推進する。

I デジタル経済の実態把握

- 1) 国民経済計算体系において、経済のデジタル化の影響を的確に把握するための方策の検討（第2－1－（3））
- 2) 電子商取引の拡大など経済のデジタル化等の実態について、必要なデータを把握するための新たな枠組みの検討（第2－2－（1））

II デジタル技術を活用した報告者の負担軽減と統計ユーザーの利便性向上

（報告者の負担軽減）

- 1) 政府共通のオンライン回答システム（e－Survey）のシステム改修（第3－4）
 - ・企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入への対応（HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式の多様化）
 - ・調査票へのデータ入力の手間を軽減するための他のソフトからのファイル取込み機能の実装
 - ・疑義照会などをシステム内で完結できるオンライン調査システムのコミュニケーション機能の実装

⁴² 複数の観点に関連する対応は、便宜、いずれか1つの観点の項目に整理した。

2－1) 個別統計調査におけるe-Surveの積極的な導入、オンライン回答率の向上、オンライン回答による集計の効率化など、オンライン調査の推進（第3－4）

2－2) 農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、オンライン回答率向上に向けた取組を推進（第2－6－（5））

2－3) 港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、オンライン回答の促進、回答に当たって行政記録情報等を取り込むことによる報告者負担の軽減、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現（第3－6－（1））

3－1) POSデータ、ウェブスクレイピングデータ、人工衛星データ等、既存の公的統計で活用されているデータの更なる活用の検討（第3－6－（1））

3－2) 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえた検討の実施（第2－6－（4））

3－3) 農業経営統計調査の営農類型別経営統計について、デジタルデータの活用による報告者の負担軽減等に向けた取組の推進（第2－6－（5））

3－4) 作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用（第2－6－（5））

(統計ユーザーの利便性向上)

- 1) 政府統計のポータルサイト（e-Stat）の改善（第3－2－（1）
 - ・統計調査の結果、業務統計及び加工統計といった統計データの登録の推進
 - ・機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充
 - ・API機能に対応できる統計情報データベースへの登録の計画的実施
 - ・検索性向上、データカタログ機能追加、ユーザーインターフェース改善
 - ・統計調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報の登録の促進
 - ・複数の統計表をつなげて利用する際に必要なメタデータの整備
- 2) デジタル技術を活用した調査票情報の安全な利活用（第3－2－（2）
 - ・セキュリティを確保しつつ調査票情報を利活用できるオンラインサイト施設及び同施設で取り扱うことができる統計調査の段階的拡充
 - ・研究室の端末からセキュリティを確保しつつ調査票情報を利活用できるリモートアクセス方式の導入に向けた実証実験

- ・総務省が、オンライン施設等における調査票情報の活用に必要なデータレイアウトや符号表等の情報の保管を支援する仕組みの構築の検討

III デジタル技術による統計作成の効率化・正確性向上と新たな統計の作成

(統計作成の効率化・正確性向上)

- 1) デジタル技術を活用した集計プロセスの改善（第3－4）
 - ・総務省は、汎用的な集計ツールの開発について検討し、各府省に提供するとともに、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修の開始
 - ・各府省は、集計システムの仕様の見える化、汎用的な集計ツールの活用などによる集計システム全般の改善、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化の推進
- 2) 業務のデジタル化の前提となる業務プロセスの可視化、業務マニュアルの整備と統計作成プロセスの標準化の推進（第3－3－（1）、第3－4）
- 3) デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、関係者間のコミュニケーションの効率化等の検討（第3－4）
- 4) 電磁的に記録された調査票情報に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」としての保存（第3－3－（2））
 - ・データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報
 - ・母集団推計を行うための集計用乗率
 - ・行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報
 - ・電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等
- 5) 地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修の充実（第3－5－（2））

(新たな統計の作成)

- 1) ビッグデータを活用した統計作成に関する試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）の順次実施、その成果（β版、試算値、参考値など）及びデータに関する情報の可能な限りの公開、フィードバックを得ての更なる検証（第3－6－（1））
- 2) ビッグデータを試験的に利用できる場（ビッグデータ・シェアリング）を

準備し、ビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベントの開催など、関係者のネットワークの構築を検討（第3－6－（1））

- 3) ビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場（ビッグデータ・ポータル）を準備し、各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータの活用の情報共有、ビッグデータの保有者である民間企業とユーザーとのマッチング等を通じ、新たな利活用事例の創出等に向けた取組を促進（第3－6－（1））
- 4) ビッグデータに関する各種課題の解決に向けた実証研究等の実施とその結果のビッグデータ連携会議への報告（第3－6－（1））

IV デジタル化対応が困難な報告者への配慮

- 1) 統計調査のデジタル化が進む中、オンライン回答が困難な報告者への対応や、オンライン回答への協力要請や督促等を担う統計調査員の確保や研修（高齢化対策を含む。）に関する取組の推進（第3－5－（3））
- 2) デジタル技術やコールセンターを活用した統計調査員の支援とその取組状況の府省間での情報共有（第3－5－（3））

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算の精度向上・充実 (2) 令和12年度(2030年度)に向けた取組：二つの柱	1	◎ QEの精度向上に向けて、供給側推計品目の細分化、共通推計項目の拡充などを含む推計方法の包括的な見直しを推進する。また、新型コロナウィルス感染症の影響への一連の対応（1次QEの特殊補外、季節調整におけるダミー処理、年次推計における一部品目の配分比率の見直し）について、必要に応じ、データ蓄積を踏まえて検証する。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。可能なものは令和7年度(2025年度)末までに結論を得る。
	2	○ 報告者負担軽減と有用なデータ確保の両立を図るために、法人企業統計・附帯調査の調査事項のうち、1次QE推計の改善に資すると考えられる事項について、法人企業景気予測調査の活用可能性の検証を行い、その結果を踏まえ、法人企業景気予測調査の調査項目の見直しについて検討し、早期に結論を得た上で、必要なQE推計の検証を行う。調査項目の見直しに当たっては、法人企業統計・附帯調査に係るこれまでの検討状況並びに法人企業景気予測調査における過去の見直しの経緯を踏まえる。 ○ また、上記を含め、1次QEの民間企業設備及び民間在庫変動の推計手法の改善に係る研究を進める。	財務省、内閣府	法人企業景気予測調査の関連については令和5年度(2023年度)より実施し早期に結論を得る。1次QEの推計手法の関連については令和5年度(2023年度)から実施する。
	3	◎ 営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報について、これまで統計委員会に報告された推計方法の改善に係る検	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。四半期速報については令和7年

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		討や試算値の作成ができるだけ速やかに進め、参考系列としての公表可否、可とする場合における公表方法等について結論を得る。		度（2025年度）末までのできるだけ早い時期に結論を得る。
	4	◎ 第一次年次推計から基準年推計に至る推計手法のシームレス化について、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定における基準年推計との整合性を図りつつ、改定差の縮小に向けて検討する。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。
	5	◎ 令和2年産業連関表における教育の中間投入構造の推計について、令和4年度（2022年度）の検討を踏まえ、行政記録情報を用いた推計精度の向上を図る。	文部科学省	令和5年度（2023年度）に実施する。
	6	◎ 産業連関表（取引基本表）について、引き続き経済センサス・活動調査の利活用拡充を図りつつ、サービス分野のSUT体系移行に取り組み、令和2年産業連関表（取引基本表）とともに、SUTを作成・公表する。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）末までに実施する。
	7	○ 生産物分類については、令和8年経済センサス・活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。
	8	◎ 令和7年産業連関表について、産業分類や生産物分類、基礎統計の状況を踏まえ部門の見直しなどを行い、全面的なSUT体系移行に取り組む。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）から実施する。
	9	◎ 令和8年経済センサス・活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。	総務省、経済産業省	令和6年度（2024年度）末までに結論を得る。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	10	◎ これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。	総務省、 経済産業省	令和7年度 (2025年度) 末までに結論を得る。
	11	○ 令和7年(2025年)を対象とする産業連関構造調査などについて、SUT体系移行も踏まえ不足する分野の拡充を図るとともに、サービス産業・非営利団体等調査を軸とした見直しについて検討する。	産業連関表作成府省庁	令和6年度 (2024年度) から実施する。
	12	◎ 建設に係るアウトプット型デフレーターについて、統計委員会に報告された一連の研究成果等を踏まえ、残された課題の検討を進め、国民経済計算の次期基準改定における実装を目指す。また、小売サービス(マージン)の価格の把握方法について、統計委員会に報告された研究成果及び令和4年(2022年)以降の経済構造実態調査の結果を踏まえ、国民経済計算における実装に向けた研究を進める。	内閣府	令和5年度 (2023年度) から実施する。建設については令和7年度(2025年度)末までに結論を得る。小売サービスについては令和7年度(2025年度)から作業を本格化する。
	13	◎ 1次QEの公表前倒しの可能性について、海外の推計手法、基礎統計等の公表時期や早期化の可能性、推計精度への影響、次期基準改定に向けた推計方法の見直しに係る検討状況等を踏まえ、研究を進める。	内閣府	令和5年度 (2023年度) から実施し、 令和7年度 (2025年度) から作業を本格化する。
	14	◎ 制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目途に結論を得る。	内閣府	令和7年度 (2025年度) 中に結論を得る。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 未来に向けた先行投資	15	◎ 国民経済計算体系における経済のデジタル化のより的確な把握について、海外の状況や国内のデータ整備状況等を踏まえつつ、さらなる検討を進める。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。
	16	◎ これまでの内閣府の研究に基づき、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をGDPに反映させる指標の研究を行うとともに、そのために必要な温室効果ガス等の排出勘定の研究・整備を関係省庁と連携して進め、成果を公表する。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。
	17	◎ 令和7年(2025年)を目途に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準(2025 SNA(仮称))策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため、基礎的な検討を着実に進める。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。
	18	○ 医療、介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法について、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、実現可能性を含めて検討する。	内閣府、関係府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備	19	◎ 次回(令和8年)経済センサス・活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	総務省、経済産業省	令和8年経済センサス・活動調査の企画時期までに結論を得る。
	20	○ 既存の統計調査、行政記録情報や民間データ等では十分に把握しきっていない、電子商取引・DXやGX、企業の多国籍化などの様々な経済活動に関するデータニーズに迅速に対応して実態を把握するための新たな枠組みについて、既存統計調査の調査事項との整合性や継続性、ユーザーニー	総務省、経済産業省、関係府省	令和5年度(2023年度)から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		ズに十分に配慮しながら、総務省及び経済産業省を中心として、関係府省の協力も得つつ検討を開始する。		
	21	○ 消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。	総務省	令和 5 年度 (2023年度) から実施する。
(2) サービス産業・企業関連統計の整備	22	○ サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る。	総務省、 経済産業省	令和 6 年度 (2024年度) 末までに結論を得る。
	23	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計調査の整備・改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用を含め、引き続き精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上に努める。	経済産業省	令和 5 年度 (2023年度) から実施する。
	24	○ 法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する。	財務省	令和 5 年度 (2023年度) から実施する。
(3) 経済統計作成の改善に向けた取組	25	○ 経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備を図るため、報告者の負担や地方公共団体・統計調査員の事務負担にも配慮しつつ、事業所・企業の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて、経済センサス - 基礎調査の見直しを含めて検討を行う。	総務省	令和 6 年経済センサス - 基礎調査の企画時期までに結論を得る。
	26	○ 企業を対象とした統計調査について、引き続き、各統計調査の役割分担	総務省、 関係府省	令和 5 年度 (2023年度)

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		について検討するとともに、重複是正等の取組を推進する。		から実施する。
3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献 (1) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	27	○ 企業の特性（外資比率等）と輸出入行動を関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。	財務省、総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	28	○ 海外現地法人の活動をより正確に把握するために、引き続き、海外事業活動基本調査の母集団名簿の整備、充実に向けた検討を行う。	経済産業省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(2) 国際比較可能性の向上、国際貢献	29	○ 統計委員会や各府省と連携を図り、引き続きSDGグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	30	○ 統計委員会の知見を活用するとともに、WEB会議システムやテレワークなども活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受け入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所(SIAP)の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。	各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	31	○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間と連携し、政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググループ」において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討体制の充実を図る。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
4 人口や暮らしに関する統計の整備	32	○ 少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえ、国民生活・社会統計に対する様々なニーズに柔軟に対応するため、関係府省が連携し、必要となる調査の実施方法等に関する研究を推進する。	総務省、厚生労働省、関係府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	33	○ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。	厚生労働省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	34	○ 国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。	厚生労働省	令和7年(2025年)調査の企画時期までに結論を得る。
	35	○ 人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に継続的に取り組む。	厚生労働省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	36	○ 消費動向指数(CTI)については、家計統計を補完する消費関連指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続ける。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 統計の比較可能性の確保等の取組	37	○ 日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和5年度（2023年度）末までに改定を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。
	38	○ 日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する動向等も踏まえつつ、令和8年度（2026年度）末までに改定することを目指す。	総務省	令和8年度（2026年度）末までに実施する。
	39	○ 生産物分類については、令和8年経済センサス・活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。
	40	○ 生産物分類のより一層の活用を促進する観点から、経済センサスの適用状況等を踏まえつつ、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進める。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	41	○ 上記までに示す各分類の改定等の作業を進めるほか、統計基準を適時・適切に見直すなどの観点を踏まえ、令和5年度（2023年度）以降においても日本標準産業分類及び生産物分類のさらなる改定を見据えて取り組む必要がある。このため、両分類の課題を網羅的に整理するとともに、その内容を踏まえた改定の方向性を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
6 統計各分野の取組 (1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備	42	○ 外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	43	○ 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
等	44	◎ 船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。	国土交通省	令和6年度(2024年度)までに結論を得る。
(2) 環境に関する統計の整備・改善	45	○ エネルギー消費統計について、時系列の安定化やデータの精緻化のための課題の検討を引き続き行う。	資源エネルギー庁	令和5年度(2023年度)から実施する。
(3) 観光に関する統計の精度向上	46	○ 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルスの感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行う。	観光庁	令和5年度(2023年度)から実施する。
(4) 建設・不動産に関する統計作成の改善	47	◎ 質問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和4年4月20日）」において示された、建築工事費調査の標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析といった課題について、検討を行うとともに、調査の実施状況について適時適切に報告を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	48	○ 統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)末までに実施する。
	49	○ 建設総合統計の精度向上に向け、建設工事進捗率調査を実施し、同調査への建築工事費調査の活用方法について引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	50	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善及びEBPM推進	51	◎ 農業経営統計調査の営農類型別経営統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度(2023年度)から順次実施する。
	52	◎ 作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用を通じ、統計の品質を確保しつつ、報告者の負担軽減や調査事務の簡素化、効率化に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
	53	○ 農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、統計部局が省内外の統計データ等を作成・分析し、政策部局へ提供・支援する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。	農林水産省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
	54	○ 農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、オンライン回答率向上に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(6) 教育に関する統計の作成プロセスの整備	55	○ 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)の調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策ニーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省、文部科学省	令和5年度(2023年度)末までに結論を得る。
	56	○ 学校を対象とした統計調査について、各学校において導入が進められている統合型校務支援システムとのデータ連携について具体的に検討する	文部科学省	可能な限り早期に実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		など、引き続き、調査の効率化及び学校の更なる負担軽減に資する取組を推進する。		
	57	◎ 学校保健統計調査における調査項目や調査手法等の改善について、有識者による研究会での検討状況や必要性も踏まえつつ、引き続き取組を推進する。	文部科学省	令和5年度 (2023年度) から順次実施する。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」部分

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	58	○ 各府省は、統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な統計データの整備に係る各種方針を踏まえ、メタデータの整備、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、API機能に対応するための統計情報データベースでの登録を計画的に実施する。加えて、総務省と連携して、統計調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。なお、総務省は、上記方針を情報通信技術（ICT）の進展やユーザーニーズを踏まえて隨時見直すとともに、各府省への統計データの登録に係る周知や、各府省における統計データの登録状況を確認しつつ、当該業務を引き続き支援する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	59	○ e-Statについて、検索性の向上、データカタログ機能の追加、ユーザーインターフェースの改善を図るとともに、各府省が利用するその他の政府統計共同利用システムについても、利便性や操作性の向上、機能改善を図る。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
(2) 調査票情報等の提供及び活用	60	○ 独立行政法人統計センターと連携し、EBPMの推進や学術研究の発展等に資するよう、引き続き、調査票情報のオンライン利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況や利用者のニーズを踏まえつつ、調査票情報の適正管理及び秘密の保護を前提に、リモートアクセス方式の導入に向けた実証実験を含め調査票情報の利用・提	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		供形態の在り方について検討する。		
	61	○ 各府省及び独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報に加え、統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報の保管を支援する仕組みの構築について検討を進める。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	62	○ 独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報等の提供及び活用に係る利用者の利便性向上に資する観点から、より分かりやすい提供手続や利用可能な統計調査に係る調査票情報一覧の情報提供などミクロデータ利用ポータルサイトの充実を図るとともに、提供に係る進行管理や相談対応の充実、審査の標準化・効率化、提供手続の簡素化の検討等の取組を順次進める。	総務省、各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	63	○ 匿名データやオーダーメード集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	64	○ 匿名データの有用性の向上とともに、効率的かつ安定的な匿名データの作成に資する観点から、攪乱手法を含む匿名化処理の方法について研究・検討を進める。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
3 P D C Aサイクルの確立 による統 計の信頼 性の確保 (1) P D C Aサイ クルの定 着	65	○ 令和4年度（2022年度）における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイ	総務省	令和5年度 (2023年度) 前半までに 実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		ドライン及び「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定を行う。		
66	○ 上記による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新やP D C Aサイクルの確立・定着についてリーダーシップを發揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。	各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。	
67	○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。	
68	○ 「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合、又はその時々の事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合には、その記録を残すべき旨を盛り込む。	総務省	令和5年度 (2023年度) 前半までに 実施する。	
69	○ 点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるか	各府省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き	

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		どうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。		継続実施する。
	70	○ 統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（以下「変更管理」という。）を確実に実施する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き継ぎ実施する。
	71	○ 総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するため、業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いだ事例等を収集・整理し、各府省に提供する。また、総務省は、収集・整理した事例の分析を踏まえて、「統計作成ガイドブック」に変更管理の手法や事例を掲載し、各府省は、その内容を踏まえ、所管する各統計調査の業務マニュアルについて必要な改定を行う。なお、総務省は、その後も、事例の収集等を進め、統計作成ガイドブックの内容を充実させる。さらに、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用等の段階的に区分されたレベル別研修に、変更管理の手法等を順次盛り込む。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き継ぎ実施する。
	72	○ 各統計調査の特性に応じ、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き継ぎ実施する。
	73	○ 業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的に確認を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き継ぎ実施する。
	74	○ 遅延調査票の取扱いが「遅延調査票	総務省	令和5年度

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		への対処基準」に沿って確實に実行されるよう、遅延調査票の取扱いについて「統計作成ガイドブック」に記述する。また、基幹統計調査については、総務省が行う「統計作成プロセス診断」において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかを確認する。		(2023年度)から実施する。
	75	○ 各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有を図り、意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
	76	○ 各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の好事例の横展開を図るとともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う。	総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
(2) 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上	77	○ 各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、職員が誤りを認識した場合に、誤り発見時の対応ルールに沿って速やかに適切に対応することができるよう、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するような品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る。 このような取組を促進するため、総	各府省、総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織風土を確立するためのスキル向上の指導等を行う。また、統計作成プロセス診断などの場を活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開する。		
78	○ 総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発見時の対応ルールの浸透を図るための研修を行う。 また、総務省は、各府省の統計関係職員（統計幹事、統計作成を統括する幹部・管理職員、統計を担当する一般職員等）が、誤り発見時に適切な対処を行ったかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。	各府省、 総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き 続き実施す る。	
79	○ 誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、既に永年保存することとされている調査票情報の電磁的記録に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存する。 ・データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報 ・母集団推計を行うための集計用乗率 ・行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報 ・電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等	各府省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き 続き実施す る。	

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		<p>あわせて、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）IV 今後の取組 1－iv）で改定した業務マニュアルに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。</p> <p>これらを徹底するため、各府省は、総務省及び内閣官房が連携し、令和4年度（2022年度）に改定を行った誤り発見時の対応ルールのひな型に基づき、自府省の対応ルールを改定する。</p>		
80	○ 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行つた職員も積極的に評価するものとする。こうした取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施する。	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	
81	○ 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発見時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努める。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	
82	○ 各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項を学ぶことが	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。	

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		できるよう、総務省は、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などに対し、必要な情報や事例などコンテンツの提供を行う。		
(3) 災害・感染症等の発生時における対応	83	<p>○ 各府省は、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における公的統計の重要な役割（災害等の状況把握、復興計画の策定のエビデンス、復興状況の評価等）を踏まえ、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」や各府省における業務継続計画を含む行動計画等に沿って、実査を担う統計調査員をはじめとする調査関係者の安全性を確保しつつ、これら災害等の発生・拡大時における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行われるよう引き続き取り組む。</p> <p>また、総務省が中心となって、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における統計調査の実施や結果の公表等に係る取組の好事例の共有を行い、各府省における的確な対応を促進するなど取組の推進を図る。</p>	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
4 統計基盤のデジタル化の推進	84	<p>○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、調査対象者が政府統計共同利用システムのe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機 	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		<p>能を実装する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 <p>などの検討に速やかに着手し、改修を進める。</p>		
	85	○ 統計調査の企画に当たっては、上記 e-Survey の積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。	各府省	令和 5 年度 (2023年度) から実施する。
	86	○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供する。この提供に併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始する。	総務省	令和 5 年度 (2023年度) から実施する。
	87	○ 業務マニュアル等の整備を行う際に、集計システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなどの見える化を図る。また、上記の汎用的な集計ツールなども活用し、集計システム全般を改善するとともに、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化を推進する。	各府省	令和 5 年度 (2023年度) から実施する。
	88	○ デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、デジタル化に資する統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について、引き続き技術的な検討を行う。	総務省	令和 5 年度 (2023年度) から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 統計リソースの確保・人材育成 (1) 統計リソースの確保	89	○ 各府省は、統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から、建議に盛り込まれた取組を含め、その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る。	各府省、国土交通省	令和5年度(2023年度) 以降も引き続き実施する。
	90	○ 各府省は、統計業務に必要とされる基礎知識・スキルを有する職員に対し、統計部門を支える意識を持つことができるよう動機付けを与えるとともに、そのような職員を中心に、職員に対して統計に関する専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を十分に付与するため、計画的な人事運用を行う。総務省は、こうした職員が適切に評価され、処遇されるよう、さらには、その専門能力や技能が、同様な知識・スキルが必要とされる他の行政分野でも効果的に活用され、職員の活躍の場が広がるよう、必要な検討を行う。 また、統計部門の経験の長いエキスパート職員が持つ専門能力や技能が、次の世代に確実に継承されるよう、国家公務員の定年引上げの機会も活用して、エキスパート職員を若手の指導役とするなど体制上の工夫を行う。	各府省、総務省	令和5年度(2023年度) 以降も引き続き実施する。
	91	○ 統計幹事を支える統計品質管理官（仮称）について、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるよう、その体制の強化を行う。また、各府省の統計幹事及び統計品質管理官（仮称）を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保する。 さらに、統計品質管理官（仮称）に	総務省、各府省	令和5年度(2023年度) 以降も引き続き実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		充てるための人材を安定的に確保・育成するため、研修の充実、人事交流を含む実務経験を通じた研鑽の機会の付与、優良事例の共有などを行う。また、統計品質管理官（仮称）ポストには、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、統計品質管理官（仮称）ポスト在職中に統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省が共同して統計品質管理官（仮称）の確保・育成を行う。		
(2) 統計人材の育成	92	○ 各府省における統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成を図るため、統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与など、資格取得促進の方策を検討する。	総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き 続き実施す る。
	93	○ 総務省は、以下のア)～エ)の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行うとともに、各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。また、その際、地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修を充実する。さらに、研究機関・大学とも連携し、より高度な専門性の確保に資する研修について検討する。 ア) 業務マニュアルの整備や品質管理の重要性、P D C A サイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施す る。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		イ) 変更管理の重要性や手法 ウ) 問題の早期発見・早期対処の重要性や、誤り発見後の対応ルールの内容 エ) 統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例		
	94	○ 職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものを含む。）において、統計の品質管理の重要性、統計関係法令や誤り発見時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	95	○ 各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。
(3) 地方公共団体との連携・支援	96	○ 地方公共団体からの意見聴取の内容を踏まえ、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	97	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。あわせて、地方公共団体に対する必要な技術的支援の一環として、国・地方公共団体の統計部局における優れた分析事例や推計技術等について、情報共有する方策を検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	98	○ これまで実施してきた国と地方と	総務省	令和5年度

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		の人事交流の状況を踏まえつつ、引き続き、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。		(2023年度)から実施する。
	99	○ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する都道府県の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与することについて、地方公共団体の職員については、国の職員に対して資格付与をする場合の条件や認定内容と異なることに十分に配慮しつつ、認定事務の実施体制の確保を前提に、同資格付与について検討する。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	100	○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(4) 中央統計機構の機能向上	101	○ 業務マニュアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己診断）及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理などについて、各府省からの相談に的確に対応できるようにするために、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。また、これらの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザリー機能を整備する。	総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
	102	○ 統計委員会と連携しつつ、当分の間、今般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握さ	総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		れた各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。その際、こうした取組により、調査計画の審査が遅延することのないよう、審査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研修所との連携を強化する。		継続実施する。
	103	<p>○ 統計委員会建議に盛り込まれた取組を推進する観点から、「中央統計機構」（総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局、統計研究研修所及び独立行政法人統計センター）がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計品質管理官（仮称）の支援 ・政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化（e－Surveyの機能・運用の充実、汎用的な集計ツールの開発検討、e－Statの機能充実、マニュアルのデジタル化、審査・集計システムや仕様作成など集計プロセスに関する研修） ・統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援（外部の学識経験者や民間専門人材の活用） 	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き継ぎ実施する。
6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1) 報告者負担へ	104	○ E BPM推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を経常的に募集し、また、各府省が収集した報告者の声や統計ニーズのうち、府省横断的な検討が必要と考えられるものについて各府省から報告を受け、これらの募	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
の配慮		集や報告により把握した提案等について、関係府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。		
	105	○ 所管統計調査の企画・設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。	各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	106	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を定期的に実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、 各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	107	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、 財務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	108	○ 港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。	国土交通省	令和5年 (2023年)中に結論を得る。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	109	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	110	<p>○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、企業調査支援事業の業務効率化並びに政府統計共同利用システムのe-Surveyを含めた利便性の向上及び調査対象者の負担軽減を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 <p>などの検討に速やかに着手するとともに、更なる利便性・安全性向上のための機能についても検討を行い、改修を進める。</p>	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	111	○ 統計調査の企画に当たっては、上記e-Surveyの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。	各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	112	○ 統計精度や回収率の向上、業務の効率化に資する企業調査支援事業の充実・発展を図る観点から、独立行政法人統計センターにおける専任スタッ	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		フの計画的な育成や人材確保のための環境改善を含め必要な体制を整備する。		
	113	○ ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を順次実施し、その成果（β版、試算値、参考値など）及びデータに関する情報を可能な限り公開し、フィードバックを得て更に検証を進める。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	114	○ ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を行うため、ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場やビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場（ビッグデータ・ポータル）の準備など効果的な環境整備を行う。このうち、ビッグデータ・ポータルにおいては、各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータの活用に関し、情報共有、関係者同士のマッチング、新たな利活用事例の創出等に向けた取組を促進するとともに、ビッグデータ・ポータルを利用する利用者のニーズ等も踏まえ、情報のアップデートや機能の追加・強化など、必要な対応を隨時行う。また、ビッグデータ・シェアリングの実施に向け、主にビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベント等を隨時開催するなど、関係者のネットワークの構築を図るための取組を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	115	○ POSデータ、ウェブスクレイピングデータ及び人工衛星データ等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するな	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		ど、更なる活用を検討する。		
	116	○ ビッグデータに関する各種課題の解決に向け、総務省が中心となって各府省や関係機関とも連携しつつ、各種データの実証研究等を行い、ビッグデータ連携会議に報告する。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進	117	○ 各府省は、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組むこととする。また、総務省は、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	各府省、総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	118	○ 統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省や高等教育機関等と連携しつつ、「統計の日」を中心とした各種事業・イベントの開催、地方公共団体における取組の支援を行うほか、よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図るとともに、それらの提供手段の多様化も図る。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。